

平成29年12月

# 篠栗町議会第4回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

# 会期日程

(会期：12月7日(木)～18日(月) 12日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	12	7	木	本会議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・議案の上程(提案理由説明)及び質疑</li> <li>・議案の委員会付託</li> </ul>
第2日	12	8	金	考 案 日		
第3日	12	9	土	休 会		閉 庁
第4日	12	10	日	休 会		閉 庁
第5日	12	11	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	12	12	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	12	13	水	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第8日	12	14	木	予 備 日		
第9日	12	15	金	予 備 日		
第10日	12	16	土	休 会		閉 庁
第11日	12	17	日	休 会		閉 庁
第12日	12	18	月	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各付託案件委員長報告</li> <li>・採決</li> <li>・所管事務の閉会中の継続調査の件</li> </ul>
						閉 会

# 平成29年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成29年12月7日(木) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 12番 , 1番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 議案の委員会付託について

第5, 議案第60号 篠栗町教育委員会委員の任命について

# 議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
59	専決処分の承認を求めることについて(専決第4号) 〔平成29年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について〕	予算 特別委員会
61	篠栗町住居表示に関する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
62	篠栗町住居表示審議会設置条例の制定について	文教厚生 常任委員会
63	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	総務建設 常任委員会
64	篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
65	篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
66	平成29年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
67	平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) について	予算 特別委員会
68	平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計 補正予算(第3号)について	予算 特別委員会
69	平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算 (第2号)について	予算 特別委員会
70	平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会

# 平成29年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成29年12月11日(月) 午前10時開議

## 第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	8番	大楠 英志	議員
2.	1番	古屋 宏治	議員
3.	3番	栗須 信治	議員
4.	6番	今長谷 武和	議員
5.	7番	横山 久義	議員
6.	12番	荒牧 泰範	議員
7.	10番	松田 國守	議員
8.	2番	田辺 弘之	議員
9.	5番	村瀬 敬太郎	議員

# 平成29年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成29年12月18日(月)午前10時開議

- 第1, 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号)  
〔平成29年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について〕
- 第2, 議案第61号 篠栗町住居表示に関する条例の制定について
- 第3, 議案第62号 篠栗町住居表示審議会設置条例の制定について
- 第4, 議案第63号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 第5, 議案第64号 篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について
- 第6, 議案第65号 篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第66号 平成29年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について
- 第8, 議案第67号 平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)  
について
- 第9, 議案第68号 平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補  
正予算(第3号)について
- 第10, 議案第69号 平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算  
(第2号)について
- 第11, 議案第70号 平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第12, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

平成29年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月7日(開会)

平成29年 第4回 定例会 会議録

日時 平成29年12月7日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古屋宏治	2番	田辺弘之	3番	栗須信治
4番	山田眞士	5番	村瀬敬太郎	6番	今長谷武和
7番	横山久義	8番	大楠英志	9番	阿部寛治
10番	松田國守	11番	阿高紀幸	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	松田秀幹
教育長	西邦彰	総務課長	大塚哲雄
財政課長	立花博友	会計課長	黒瀬英三
まちづくり課長	三明祐治	税務課長	山口茂幸
収納課長	松岡秀策	住民課長	村嶋茂則
健康課長	浦上利浩	福祉課長	井上勝則
産業観光課長	栗原俊孝	都市整備課長	久芳良行
上下水道課長	八尋正記	学校教育課長	野寄勇
こども育成課長	井上伸一	社会教育課長	岡部禎

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	藤幸三
係長	伴秀代		



開会 午前 10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから、平成29年第4回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、各常任委員会の閉会中の調査結果は、メールで送信したとおりでございます。

それでは、これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、12番 荒牧 泰範 議員、1番 古屋 宏治 議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの12日間にしたいと思います。

これに、ご異議はありますか。

異議なしと認めます。

従いまして、会期は本日から12月18日までの12日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第59号から議案第70号までの計12議案でございます。

規則1件については、所管の常任委員会で報告を受けていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第59号から議案第70号までを一括議題といたします。

町長に一括して、提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日、平成29年第4回の定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙のなか、ご出席賜り誠にありがとうございました。

木々の紅葉を楽しんだ短い秋も終わり、師走になると一気に冬らしい日が続いております。5日には、篠栗の山々もうっすらと雪景色となりました。今週末は、1月並みの寒波襲来予報でございます。急に寒くなるとご体調を崩される方が多くな

ります。お互い気を付けて、多忙なこの月を乗り切りたいものと思っております。

提案理由をご説明する前に少しお時間をいただきまして、第3回定例会以降の諸情勢についてご報告申し上げます。

7月5日、6日の九州北部豪雨から5か月がたちました。新聞報道を見ましても、まだまだ復旧への道は遠いようでございます。

福岡県町村会では、災害時における各種初期対応に関する短期派遣が実施され、10月末をもって終了いたしました。県内各町村から朝倉市へ248名、東峰村へ256名、延べ504名の派遣を行い、朝倉市長、東峰村長から大変感謝されたことをご報告申し上げます。この短期支援については、篠栗町からも10名派遣をいたしました。

そうした中、福岡県町村会の仲間であります東峰村から、10月以降、公共土木や農業土木の災害復旧に係る工事庶務に当たるため、一般事務職の中長期派遣の要請があり、既に延べ9人の職員が県内の町から派遣されております。糟屋郡では4町が派遣しておりまして、篠栗町は毎月1日から1か月間の予定で1名派遣中でございます。

災害はいつ発生するか分かりません。

福岡県町村会では、明日は我が身の思いで、被災地支援にはどの町村もできる範囲でしっかり対応しようという共通認識を持って取り組んでいるところでございます。

なお、東峰村では、来年3月まで延べ18人の派遣希望が出ております。その後は、引き続き要請があるようであれば、逐次各地区町村会において協議することとしております。

11月27日に熊本市で「平成29年度国有林野所在地市町村長有志協議会」というものが開催されました。私は、県内26市町村で構成する有志協議会福岡ブロックの代表世話人を努めておりますので、この会に参加いたしました。この会議は、九州森林管理局長をはじめ、林野庁関係者と九州各県の国有林野所在地市町村の代表世話人との情報交換会で、最新の林業行政全般について協議する会でございます。

本年度の会議のなかで、特に目新しいものとして「新たな森林管理システム（案）について」林野庁からご報告がありました。伐期適齢期を迎えた我が国の人工林、約半数が11歳級上すなわち51年以上の木でございますが、その主伐を推進するため、具体的な取り組みをしようとするものでございます。

我が国の森林所有形態は多くが零細であり、経営意欲が低いため、人工林が放置

されている現況を打開するため、意欲と能力のある林業経営者に森林経営を委託するシステムを構築し推進するという案でございます。

これは森林資源の適正な管理と災害防止のため、是非とも実現させていかなければならない取り組みであろうと考えます。幸い篠栗町には、福岡県広域森林組合の本店がございます。福岡県林業振興課と連携して、路網整備をしっかりと行い、伐期適齢期の材を搬出して、里山再生に推進してまいりたいと考えております。

11月29日に全国町村長大会が開催されました。今年7月に全国町村会会長に就任されました 荒木 泰臣 熊本県嘉島町長をはじめ、全国927の町村長が一堂に会し、全国町村の総意としての国への要望を集約する重要な大会でございます。

決議文には、「町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源涵養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。このように、国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の心のふるさとである農山漁村を次世代に引き継ぐということが我々の責務である。」と前段に記したうえで「一億総活躍社会の実現に向け、地方創生の更なる推進を図ること」「まち・ひと・しごと創生事業費を拡充するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること」など、11の項目の要望書を満場一致で採択いたしました。

併せて、全国森林環境税の実現に関する特別決議も採択され、同日、全国町村会役員町村長におきまして、力強く各関係省庁に要望活動していただいたところでございます。

さて、既に広報ささぐり12月号においても紹介しておりますが、篠栗町表彰条例に基づき、阿高副議長が自治功労者として表彰されました。

自治功労者は、長年にわたり町の政治、経済、教育、文化などで町政振興に寄与された人に授与されるもので、昭和55年の条例制定後58人目の自治功労者となりました。

町議会議員として18年6か月の長きにわたる功労によるものでございます。

誠におめでとうございます。

また、大楠議員におかれましては、4期12年間篠栗町農業委員として、職務を全うされた功績により、福岡県農業会議から農業委員長期在職者感謝状が授与されました。

大変ご苦労さまでございました。

こうして多くの議員の皆様が各方面で長年ご活躍され、表彰をお受けになること

は、私ども町民にとりましても誇りであり敬意を表するものでございます。

今後とも更にご活躍されることをお祈り申し上げます。

既に、平成30年度予算の事務査定作業に入っているところでございますが、今後は、現在取り組み中の篠栗駅東側自由通路建設事業、篠栗北地区産業団地開発事業をはじめ、住居表示整備事業等、様々な取り組みを更に加速いたします。

また、国民健康保険制度の抜本的な改正に伴う同税の見直し等も必要となります。

こうした取り組みは、議会のご協力なしには前に進みません。

今後とも議員の皆様のご指導とご助言をよろしくお願いいたします。

先ほど申しました、全国町村長大会の席上、ご来賓の櫻井正人全国町村議会議長、議会の会長、ご挨拶のなかで、「行政と議会は車の両輪であると言われてきたが、これからの町村経営は、行政・議会・住民・産業界の四輪行動で進まなければならない」とお話になりました。

まさに至言であります。

私もこの言葉をしっかりと胸に刻んで、議員の皆様、住民、地域産業界とともに、篠栗町の持続可能な発展のために尽くしてまいりたいと考えます。

何とぞよろしくお願いいたします。

以上、第3回定例会以降の諸情勢をご報告いたしました。

なお、先月17日に中国領事館から、12月15日開催の「中国四川第三回森林康養年次会議」での講演依頼があり、全国の森林セラピー基地ネットワーク会長として、どうしても出席してほしいとの要請がありました。その要請を受けて、会期日程の変更をご相談申し上げたところ、議会におかれましてはご理解いただき、採決日を18日としていただきましたことに対し、お礼と感謝を申し上げます。

中国四川省西昌市におきましては、日本の森林セラピー基地と篠栗町の素晴らしさをしっかりと伝えてまいります。どうもありがとうございました。

それでは、本定例会に提案しております議案第59号から議案第70号までの12議案について説明をいたします。

議案第52号は「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」であります。

本議案は、篠栗町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、衆議院の解散による国政選挙の執行に迅速に対応するため、

当該予算に歳入歳出をそれぞれ1,083万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ97億9,879万1,000円とするものであります。

議案第60号は「篠栗町教育委員会委員の任命について」であります。

本議案は、現委員の井上武之氏が、本年12月15日をもって任期満了となるため、新たに教育委員として、太郎良順一氏を選任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

議案第61号は「篠栗町住居表示に関する条例の制定について」であります。

本議案は、住居表示に関する法律第4条及び第8条第2項の規定に基づき、住居表示告示以降の街区符号・住居番号の設定・変更・廃止する場合における必要な事項及び住居番号の表示方法を定める必要があるため、新たに本条例を制定するものでございます。

議案第62号は「篠栗町住居表示審議会設置条例の制定について」であります。

本議案は、住居表示の実施にあたり、住居表示の円滑かつ適正な実施を図ることを目的に、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、篠栗町住居表示審議会の設置をするため、新たに本条例を制定するものであります。

議案第63号は「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、非常勤職員の育児休業期間について、その養育する子の1歳6か月到達日以後の期間についても継続的な勤務のために、特に必要と認められる場合にあっては、2歳に達する日まで取得できるようにするものであります。

議案第64号は「篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、第7次地方分権一括法による公営住宅法改正に係る関係政省令が改正されたことに伴い、関係規定を整備するため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第65号は「篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、地域の水質の保全を図るため、下水道法及び下水道施行令の規定に基づき、公共下水道に排除する汚水の基準について、本条例の一部を改正するもので

あります。

改正の内容は、特定事業場から下水の排除の制限及び除害施設の設置に関し、条例で定める基準の対象物質である窒素及びリンの含有量を定めるものであります。

また、排除の停止又は制限として、公共下水道を損傷する恐れがある場合等を追加するものであります。

議案第66号は「平成29年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について」であります。

本議案は、平成29年度篠栗町一般会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,725万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を99億2,604万3,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、国庫支出金を2,164万9,000円減額し、県支出金を4,280万4,000円、繰入金を3,718万2,000円、諸収入のうち受託事業収入を4,223万8,000円増額するものであります。

また、臨時財政対策債を1,673万円、自然災害防止事業債を980万円、防災基盤整備事業債を80万円増額し、都市計画事業債を4,740万円、緊急防災減災事業債を860万円それぞれ減額、そして、普通交付税を5,534万7,000円増額するものであります。

主な歳出につきましては、民生費におきまして、障害者福祉費といたしまして、自立支援サービス給付費に5,306万7,000円を追加し、ひとり親家庭等医療対策費といたしまして、ひとり親家庭等医療費に508万3,000円を追加、児童運営費といたしまして、児童運営費委託料に8,602万9,000円を追加するものであります。

衛生費におきましては、環境衛生費といたしまして、旧ダイフク跡地廃棄物処理費用に4,223万8,000円を追加するものであります。

農林水産業費におきましては、林業振興費といたしまして、荒廃森林再生事業に1,028万円を追加するものであります。

防災費におきましては、防災行政情報通信ネットワーク運営負担金を363万2,000円減額するものであります。

教育費におきましては、小・中学校5校分の学用品、通学用品費に474万3,000円を追加するものであります。

公債費におきましては、償還利率の見直しに伴い元金163万8,000円を追加し、利子を681万3,000円減額するものであります。

また、諸支出金におきましては、篠栗北地区産業団地整備事業特別会計繰出金を7,457万7,000円減額するものであります。

次に、継続費といたしまして、篠栗駅東側自由通路整備事業費における事業費の年割額を、平成30年度においては、1億837万円から2億2,000万円に、平成31年度においては、1億1,825万1,000円から4,980万1,000円に変更するものであります。

次に、債務負担行為につきましては、庁舎環境衛生管理業務委託のほか6事業におきまして、平成30年度に総額2,909万5,000円の債務負担行為を行うもの、及び、森林保全再生整備計画における債務負担行為の限度額を215万円から333万円に変更するものであります。

最後に、地方債につきましては、借入限度額を追加するものとして、自然災害防止事業債を980万円。

借入金限度額を変更するものとして、臨時財政対策債を3億900万円から3億2,573万円へ、公共事業等債を1億4,180万円から9,440万円へ、緊急防災・減災事業債を950万円から90万円へ、防災基盤整備事業債を1,360万円から1,440万円へ変更するものであります。

議案第67号は「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」であります。

本議案は、平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計予算において、レセプト点検委託に係る平成30年度の経費334万8,000円について、債務負担行為を計上するものであります。

議案第68号は「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）について」であります。

本議案は、平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算を、事業用地内における財務省所管の里道の土地標題登記、団地西側溜池境と団地東側民地境との確定測量並びに国交省法面改修設計積算費用を補正するものであります。

歳入におきましては、事業用地の不動産鑑定を実施した結果を反映するもので、歳入歳出それぞれ総額に1,003万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億9,768万7,000円とするものであります。

議案第69号は「平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計特別会計補正予算（第2号）について」であります。

本議案は、平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を営業費用及び

建設改良費の補正により、第3条 収益的収入及び支出において、支出に277万8,000円を減額し、収益的支出の総額を8億2,278万2,000円とし、収益的支出額に対し2,358万7,000円の黒字予算とするものであります。

第4条 資本的収入及び支出において、支出に300万円を追加し、資本的支出の総額を5億9,506万5,000円とし、追加財源につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものであります。

議案第70号は「平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。

本議案は、平成29年度篠栗町水道事業会計予算を人件費の補正により、第3条 収益的収入及び支出において、支出に14万8,000円を追加し、収益的支出の総額を5億315万4,000円とし、追加財源につきましては、繰越利益剰余金等で補填するものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありますか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第59号から議案第70号までの12議案を一括議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第60号は人事案件でございますので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第61号から議案第65号までの5議案につきましては、タブレットに掲載の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第59号と議案第66号から議案第70号までの補正予算については、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。



す。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長につきましては、申し合わせにより、委員長は、5番 村瀬 敬太郎 議員、副委員長は、6番 今長谷 武和 議員です。

日程第5、議案第60号「篠栗町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案の説明を、野寄学校教育課長に求めます。

○学校教育課長（野寄 勇） 説明いたします。

議案第60号「篠栗町教育委員会委員の任命について」

次の者を篠栗町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求めます。

住所：糟屋郡篠栗町大字篠栗4903番地5

氏名：太郎良 順一

生年月日：昭和30年11月3日

平成29年12月7日提出、篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

教育委員 井上 武之 氏が、平成29年12月15日をもって任期満了となるため。

以上でございます。

なお、次ページに経歴履歴書の資料を付けておりますので、ご参考ください。

以上です。

○議長（阿部 寛治） ただいまの学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、どうぞ。

横山議員。

○議員（横山 久義） 7番の横山でございます。

質問というより確認をさせていただきたいんですけど、太郎良氏、これを見ますと、平成28年に町の図書館の副図書館長になってあるんですけども、現在はどうか。

副図書館長のままだと、ちょっといろいろあるんじゃないかなと思いますけど。

○町長（三浦 正） 私からご説明しますが、現在も副館長でございますが、副館長職につきましては、私どもが外部委託をしております、そこの社員ということで派遣させております。

そういう意味で、ご懸念されているように町の職員が教育委員会を兼務するという立場からは、ひとつ距離を置いた形で、職員として勤務されてある状況でございますので、問題なかろうということで判断したものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） よろしいですか。

はい、そのほかありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認め、これより採決を行います。

本案に賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前10時31分

平成29年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月11日(一般質問)

平成29年 第4回 定例会 会議録

日時 平成29年12月11日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	黒 瀬 英 三
まちづくり課長	三 明 祐 治	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	浦 上 利 浩	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産業観光課長	栗 原 俊 孝	都 市 整 備 課 長	久 芳 良 行
上下水道課長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こども育成課長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	岡 部 禎

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配布しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、ご協力いただきますようお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は9名でございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様は議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

ただし、リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も言葉遣いには気をつけるように求めます。発言内容を精査して最終日に議長判断を報告させていただきます。

ご協力をお願いいたします。

それでは、順次質問を許可いたします。

質問順位1番、大楠 英志 議員。

通告数は1問です。

○議員（大楠 英志） おはようございます。

議席番号8番、大楠英志でございます。

「篠栗町農業の現状と展望を問う」とのタイトルで一般質問をいたします。

まず、1番目に47年ぶりに農政の大転換として、国による米の減反政策（生産調整）は廃止され、平成30年度は生産量の「米生産目安」を策定し、「自主的生産調整」が実施されると報道されています。本来は減反廃止でありましたが、生産者の「米の過剰生産で価格が大きく下落するのでは」との不安が強いことから、このため、生産量の「目安」を設定し、穏やかな生産調整の機能を温存させる意向とあります。

これに伴い、農家の対応策も必要と考えるが、現状と今後の方策をお尋ねします。

転換政策の理由として、高齢化・担い手不足で米の生産能力が縮小している現状で、減反廃止のギャップが小さい。農業の成長戦略と減反政策は相いれない政策で

ある。減反政策は世論が支持せず、廃止をせざるを得なかった等の理由が考えられます。

農業衰退の元凶とみなされていた減反政策であります。この時期に方向転換政策を実施される背景をお尋ねいたします。

転換政策により、諸々の問題や課題等は生じると考えられますが、その対応策をお尋ねいたします。

戸別所得補償が平成30年度から廃止されるわけですが、個別所得補償は、本来減反政策への参加メリット措置でありますから、減反政策が続く以上廃止すべきでない性格のものではないかと考えますが、何らかの措置はあるのかお尋ねをいたします。

篠栗町が独自で出しておられます減反補助金は継続支給されるか、また、今回、種子法も法的規制が自由化され、糟屋地区において永年の取り組みによって開発されブランド化されております「元気つくし・夢つくし」等の種子が担保されなくなります。種子は、毎年更新しておりましたが、品質の管理も徹底しないのではないかと思います。米や転作作物種子の補助制度は継続されるのかお尋ねをいたします。

農業政策に期待が持てず、後継者が育っていない現状があります。対応策をお尋ねいたします。

農業の将来に期待が持てず、農業後継者が育っておりません。永年の休耕で圃場は荒廃農地化しているところもございます。特に山間地域が顕著であります。これは政府の減反政策が主な原因で発生したものであります。圃場の再生には手間と費用がかかります。補助政策は講じられるのでしょうか、お尋ねいたします。

2番目でございますが「特産物の取り組み状況と今後の展望を問う」ということで質問いたします。

町の特産物として、コンニャク栽培や味噌の加工に女性グループが取り組んでおられますが、現状と今後の展望をお尋ねいたします。

篠栗町に「特産物の開発・遊休農地の活用」とのことで、農業関係団体、町内食品会社等の協力で、コンニャクの生産に取り組んで7年を経過いたしました。現状と成果をお尋ねいたします。

作物には「適地適作」という言葉がありますが、状況によっては、この生産作物の変更等も必要ではないかと考えますが、答弁を求めます。

また、女性グループ「ささっこ」が味噌の加工に取り組んでおられます。町内の

小学校や粕屋町の学校給食にも利用されているそうでございますが、大変好評と聞いております。現状をお尋ねいたします。

3番目でございますが「篠栗町農業の現状と今後の展望を尋ねる」ということで尋ねますが、都市近郊地域として農業の活路があると考えております。この件について、町の方策をお尋ねいたします。

農業振興の要は農協との連携が重要と考えておりますが、営農による農協との連携は不可分でございますが、現状はどのようになっておりますでしょうか。

土地利用型農業の基幹的農家の場合15から20haが適正規模と言われております。粕屋地区は、平均耕作面積が70a、篠栗町は52aとなっております。これは粕屋農協調べで、2010年の農業センサスによるものでございますが、耕作規模拡大における篠栗町の現状をお尋ねいたします。

専門家によれば、面積規模拡大だけでなく、「単収向上」「耕地利用率向上」「複合化」を同時並行的に高めていくビジョンが肝要との意見がございます。特に篠栗町においては、このような視点が必要と考えますが、町長・担当課の考えをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（阿部 寛治） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

はい、町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

大楠議員からの「篠栗町農業の現状と今後の展望を問う」という幾つか項目がございました質問に対し、まず私から答弁申し上げます。

11月29日に開催されました全国町村長大会では、その決議文において、「農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化を図ること」「田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること」を大きな項目に掲げてありました。

その中で、都市・農村共生社会の実現を図るため、今後の農業・農業政策については、国と自治体の役割分担の明確化や政策を検討するための、農政に関する国と地方の協議の場を設けるとともに、田園回帰の促進をはじめ、各地域にとって最適な政策が実施できるよう、自治体の裁量を拡充する「農業価値創生交付金」これはまだ仮称でございますが、その創設をすること。

食料・農業・農村基本計画を踏まえ、農業の成長産業化に向けた産業政策と多面的機能の維持・発揮などの地域政策をバランスよく実施することなど7項目の要望事項について、今後とも全国町村会一丸となって取り組みを進めるものとしたもの

でございます。

そうした全国的な農業に関する町村の動きを踏まえて、ご質問に関する詳細な答弁については、産業観光課長から申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、産業観光課長。

○産業観光課長（栗原 俊孝） おはようございます。

それでは、大楠議員のご質問にお答えいたします。

まず、「農業衰退の元凶とみなされていた減反政策であるが、この時期に方向転換政策を実施される理由を問う」とのお尋ねであります。国は、平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を取りまとめ、4つの改革を打ち出しました。農地中間管理機構の制度化、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設です。

議員が減反政策と言われる主食用米の生産数量目標の配分の見直しは、米の直接支払交付金を見直すことにより、主食用米偏重ではなく、麦、大豆、飼料用米など需要のある作物の生産を振興し、意欲ある農業者が、自らの経営判断で作物を選択する状況を実現させ、その結果、生産調整を含む米政策もこれまでと大きく姿を変え、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、需要に応じた主食用米生産が行われるよう環境整備を進めることとされており、5年後を目途にという当初の計画どおり平成30年産から実施されるようです。

次に「転換施策により、諸々の問題や課題等が生じると考えるが、その対応策を尋ねる」について、議員が戸別所得補償といわれる米の直接支払交付金は平成30年産から廃止されます。これは、先ほど申しました国の4つの改革の中の、経営所得安定対策のみの見直しにおいて、一律の支払い等は構造改革にそぐわないということで廃止され、一方、畑作物の直接支払交付金（いわゆるゲタ）と米・畑作物の収入減少影響緩和対策（いわゆるナラシ）、これにつきましては、交付対象の一律の規模要件を外し、意欲ある農業者が参加できるようにするとされたものであります。

町では、転作された農家に対して、国の追加助成となる産地交付金に加え、町単独の転作奨励金の支払いも行っており、今後も継続していきたいと考えております。そのほか粕屋農業協同組合を通じ、特長ある粕屋の農産物推進対策事業として、水稲・麦の種子購入に係る補助金等も実施しておりますが、これらも引き続き行っていく予定でございます。

続きまして「農業政策に期待が持てず、後継者が育っていない現状がある。対応



策を尋ねる」につきましては、平成27年3月に策定された国の「食料・農業・農村基本計画」におきまして、担い手への農地利用の集積・集約化と荒廃農地等の発生防止・解消といった、各地域の人と農地の問題を解決していくため「人・農地プラン」の作成と定期的な見直しを推進しています。認定農業者、新規就農者や企業などの新規参入者も含め、地域内外の幅広い関係者が参画した徹底的な話し合いを進め、担い手を同プランに位置付けていくとともに、農地中間管理機構をフル稼働させ、地域内に分散・錯綜する農地を、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように、担い手への集積・集約化を推進しているものです。

また、荒廃農地等の発生防止・解消につきましては、農業者、農業者が組織する団体等が農振農用地区域内の荒廃農地等を引き受けて、営農を再開するために行う、再生作業、土地改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等の整備を総合的に支援するとして、荒廃農地等利活用促進交付金等がございます。

次に「特産物としてコンニャク栽培や味噌の加工に女性グループが取り組んでいる。現状と今後の展望を尋ねる」につきましては、中山間地域における耕作放棄地拡大防止対策事業としてのこんにゃく芋の試験栽培は、当初平成24年度から26年度までの3年間の計画でありましたが、天候不良や鳥獣による被害等により、検証結果を導き出せなかったことから、予算規模を縮小して10年間に延長しております。現在取り組みを進めているところでございます。これまでの取り組みの中で、こんにゃく芋を原材料として工場に出荷するだけでなく、栽培農家自らが「自家製こんにゃく」に加工し、町内の土産店等販売店舗に商品として納入する動きも出てきたことから、この動きを波及させていきたいと考えております。

しかしながら、長雨の影響や高温障害などが毎年のように発生し、思うように収穫できていない状況もありますので、こんにゃく芋の検証と並行しながら篠栗町の中山間地域に適合する他の作物についても検討してまいりたいと考えております。

味噌の加工につきましては、以前「大師みそ」を「ささの会」の皆さんが作っておられましたが、会員の高齢化等により平成25年度をもって解散されました。

しかしながら、子どもたちが毎日食べる学校給食に、安全・安心な味噌をこれまでどおり提供したいという強い思いを持たれた女性農業委員さんを中心に、15名のJA粕屋女性部の方々が、加工グループ「ささっこ」を平成26年4月に設立されました。現在、町内の小・中学校はもとより、粕屋町給食センター、粕屋町保育所給食センターにも安全・安心な「ささっこ味噌」を納入されています。平成28年度の味噌の出荷量は3,100キロを超えております。

また、勢門小学校で行われている子どもたちの味噌づくり体験にもご尽力していただいているほか、毎月開催されている食育会議の席でも、各学校の栄養教諭の先生から「お味噌が本当に美味しいです」と言った声も聞かれております。今後も、篠栗町の特産品として、また学校給食の安全・安心な食材として、安定供給していただきますよう、町の助成も継続してまいります。

最後に「都市近郊地域として農業の活路があると考え、町の方策を尋ねる」についてお答えいたします。

篠栗町を含む糟屋地域は、福岡都市圏に位置し市街化の進展が著しい地域であり、農家の高齢化等による後継者の不足が大きな問題となっております。

また、水稻生産実施計画書を基に算出しました農業生産の基盤である水田農業の経営規模は、糟屋地域平均面積で30a程度、篠栗町の平均面積は40a程度で極めて小さく、小規模農業者が大半です。国の農業政策は、地域の担い手を中心に対象としていますので、今後の農業経営を展開していくうえで重要な問題であると思われまます。

このような背景の中で、昨年末に「農事組合法人つばくろ」が設立されました。

集落営農組織の法人化に当たって、地域農家の皆様のご努力が一番大変ではありましたが、粕屋農協、普及センター、農林事務所、そして町の連携した協力も不可欠であったと考えているところであります。

粕屋農協を中心とした粕屋地域農業振興連絡協議会では、平成30年度から「地域営農ビジョン」策定の取り組みがスタートいたします。この取り組みの中で、しっかりと篠栗町の営農ビジョンについて検討を行ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの答弁に対して質問はございますか。

はい、大楠議員。

○議員（大楠 英志） 今、答弁をいただきましたが、特に国の政策については、ここで答弁を求めても難しいと思いますので省略いたしますが、今までですね、農業政策は昔から農政は猫の目農政と言われて一貫性がなく、ころころ政策が変わるわけですね。それで、農家は安心して農業に取り組めないというようなところがございます。安心してですね、農業に取り組めるよう国の政策を待ちたいと思います。

それでは、再質問でございますが、農地中間管理機構を通してですね、分散・錯綜する農地の集積・集約化・大規模化の推進とのことでございますが、平成25年12月からの「農林水産業・地域の活力創造プラン」の発足時から篠栗町の農地の

集約化・集積がどのように進んだか、進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、産業観光課長。

○産業観光課長（栗原 俊孝） 今、ご質問のありました大楠議員の再質問にお答えいたします。

まず「農地中間管理事業のこれまでの成果」ということですが、篠栗町では、表作、これにつきましては、篠栗町では水稲の作付になっておりますけども、これにつきましては貸し手は20名、借り手は2法人、面積は7.7ヘクタールでございます。

また、裏作、篠栗町では麦作になりますけども、こちらにつきましては、貸し手は13名、借り手1法人、面積は3.2ヘクタールでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、大楠議員。

○議員（大楠 英志） これは執行部のほうから出されました耕作面積と、私が先ほど粕屋農協で調べたのと面積がですね、違いますので、これは確認して統一した面積が必要と思います。

いずれにしてもですね、この篠栗町で規模拡大とか、農地の集約化とかはなかなかですね、難しいと思いますし、またアメリカ、カナダ、オーストラリア、これの規模のですね、競争してもとても叶うわけではございません。

それこそアメリカとかオーストラリア、この糟屋郡全部のですね、耕地面積を一農家が持っておるといような規模でございますので、やっぱり、これは方向転換してですね、やっぱり篠栗町の農家を農業というのを進めるべきだと私は考えております。

それでは、次に移りますが、この特産物の創出ということで、町ですね、特産物の取り組みについてはですね、こんにゃく栽培は私もこの6年ほど栽培してみました。

なかなかですね、これは日本一の生産地は群馬県でございますが、群馬の気候・地質・圃場の条件等はですね、なかなか篠栗の状況とは若干違うところがございまして、なかなか病気等が発生して難しい問題がございまして。

先ほども適地・適作と申しましたが、やはりですね、篠栗に合った特産物、目玉の特産物の誕生が待たれるわけですが、そういうのですね、方向転換と申しますか、次の作物の検討をするということですが、現在、何かそういうふうな目標なり特別の農産物の生産は考えてあるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいまの再質問について私のから答弁いたしますが、現在、観光協会も含めたところで、新たな特産物となりうる産物はないかというなかで、非常に健康にも良いと言われているキクイモの生産を一部取り組んでいるところでございます。

一部の方々に先進地にもご視察に行っていました。県内でも築上町においてかなり進んでおりました。耕作放棄地のや有効利用にも主するという一方で、そしてまた先般の「まちいち・むらいち2017」においても、特産品として乾燥キクイモの販売がされておりました。

そういうことからしても、作物の作り方も案外難しくない。

ただ、形状が非常に複雑でございまして、洗うのに時間がかかる、そしてまた、乾燥させる設備が若干いる等々の、これからクリアしていかなければならない課題はございますけれども、うまく生産規模の拡大ができれば、一つの目玉の産業になるのではないかとということで、今、研究を重ねているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 何かありますか。

はい、大楠議員。

○議員（大楠 英志） 今、町長の答弁の中で、将来に期待が持てるような発言をいただきまして、期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

それから、もう1点でございますが、女性グループ「ささっこ」のですね、味噌づくりは今答弁中にありましたように、3,100キロの出荷量ということで、人気商品になっておるんじゃないかならうかと思えます。

まだまだ伸びしろが多くあると期待される取り組みでありますので、篠栗町の特産品として頑張っていたきたいと思っております。

特に食品の製造でありますので、将来的にはですね、現在の施設が古くなっておりますので、改築等も視野に入れて支援をしていただきたいと、これは要望をさせていただきます。私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 次の質問順位に参ります。

質問順位2番、古屋 宏治 議員。

○議員（古屋 宏治） 議席番号1番、古屋 宏治でございます。

本日は、広大な農地でまちづくりについて質問をさせていただきます。

先ほど、大楠議員の質問された内容と一部重なるところはありますけども、よろしくお願ひいたします。

日本の農業は、今や深刻な高齢化問題をかかえております。農業経営者の5割を稲作単一系が占めており、農業総産出額ベースでは、2割未満にとどまっています。

一方、食生活の多様化が進む中、国民1人当たりの米の消費量はピークの1962年から半減しており、米の需要量も減少傾向でございます。

農産物の国内生産額は、米を中心に減少が続き、農業所得はピークの1978年から半減しております。

こうした中、農業従事者の減少と高齢化が同時に進行しており、また時代が豊かになるにつれ後継者不足となり、耕作放棄地は増加傾向にあります。

そこで、我が町の農業について質問いたします。

1、本町の農地面積・市街化区域内・調整区域・農振区域、それぞれどれくらいあるのかご質問いたします。

2、遊休地面積・耕作放棄地の面積の増減はどのくらいあるのかご質問いたします。

3、農地中間管理事業の利用者と面積。これにつきましては、先ほどの大楠議員の内容と同じで、課長から答弁いただきましたので、この分は削除させていただきます、次に移ります。

4、現況の農家について後継者不足では、高齢化に伴う担い手不足ではないか。

5、担当課として今後の町の農業の動向をどう考えてあるのか。

を産業観光課長に質問いたします。

6、現在の農業の後継者の不足が加速する中で、今後の農地の考え方について町長にご質問いたします。

昨年12月定例会で、次世代につなぐ土地活用について質問させていただきました。その中で、「田園ゾーン・農振区域の土地の活用ができませんか」と質問いたしました。

町長の答弁で「農振区域の開発は、現在の篠栗町マスタープランの後にどういう絵を描いていくかを考え、協議を重ねていく」との回答でございましたけども、確かに、篠栗町都市計画マスタープランは、町の最上位計画であり、都市づくりの基本的な方針を示すものと思いますが、全国的な人口減少時代に入った今、他の町にはない、町の特色を出した目に見える手を打たないと、人口減少は加速していくと思われまふ。

第5次篠栗町総合計画、本町の目指す将来のまちの姿の目標、このページに「全国的な人口減少の時代の中であって、本町においては、このままの人口推移では0歳から14歳の年少人口、15歳から64歳の生産年齢人口の減少に対して、65歳以上の高齢人口の増加が予想され、結果として、総人口のわずかな減少となることが予想されます。

今後、5年間においては、住宅開発や土地利用の見直しなどを行い、住環境の充実や雇用の場の確保を図り、15歳から64歳の生産年齢人口の減少を食い止める対策を講じることとし、本町の平成29年（2017年）の目標人口を3万2,800人と設定します」とあります。

その下のグラフの中に、生産年齢人口を維持する施策を講じた場合の人口が先ほど申しました3万2,800人と、その下に過去の人口推移をもとに推計した人口推移、これが29年度で3万1,504人となっております。

平成29年10月末の人口が3万1,507人とホームページに出ておりました。この数字は、施策を打たなかったときの数字と一緒です。

やはり、第5次計画でも生産年齢世代が定住する快適な住環境と、生活利便性の高いまちづくりとあるように、是非とも基本の都市計画マスタープランがあることは分かっておりますけども、後継者が不足し、担い手が減っていくと思われましてこの広大な農地でのまちづくりを計画し、生産年齢世代、特に子育て世代の移住・定住を増やし、子育て世代が働ける企業誘致や場所の確保、固定資産税・住民税・その他の税収アップ、人がたくさん集まれるまちづくりができる区画整理事業等を検討していただけないでしょうか。

これにつきましては、町長にご質問いたします。

以上6項目、よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、まず産業観光課長。

○産業観光課長（栗原 俊孝） それでは、古屋議員の1番から5番までのご質問に対して、私のほうからお答えいたします。

まず、最初の「本町の農地面積（市街化区域内・調整区域・農振区域）について」のお尋ねであります。町内の農地面積は平成29年3月現在で255ヘクタールで、そのうち市街化区域内農地の面積は20.2ヘクタール、調整区域内農地の面積は141.5ヘクタールです。

また、農用地区域を含む農業振興地域内の農地面積は195.4ヘクタールとな

っております。

次に、「遊休地面積・耕作放棄地面積の増減は」とのお尋ねですが、遊休地面積については、現在、農業委員、農地利用最適化推進委員を中心に町内の全農地を対象に調査を進めているところで、まだ数値化できておりませんが、実態としましては、山間地域におきまして増加しているようでございます。

耕作放棄地面積につきましては、平成27年度末で12.7ヘクタール、平成28年度末で13.4ヘクタールでありまして増加傾向であります。

3番につきましては削除ということで、次に、4番目の「現況農家について後継者不足では、高齢化に伴う担い手不足では」とのお尋ねですが、農林業センサスによりますと、本町の農業就業人口は平成22年2月1日現在で155人、平成27年2月1日現在では153人となっております。平成29年4月現在、地域農業の担い手として、人・農地プランに掲げられているのは、農事組合法人が2法人、青年就農者が1名、その他認定の農業者が1名いらっしゃいます。

また、先ほど述べました農地中間管理事業ではなく、農業経営基盤強化促進法による利用権設定等促進事業を活用した農地は約49ヘクタールで、借り手は法人を含め69人となっております。

議員が言われる「後継者不足、担い手不足では」というご心配に関しましては、今後、更に農業従事者の皆さんも高齢化が進むことが見込まれますので、民間企業などの進出も視野に入れ、それぞれの地域農業の担い手を地域で話し合っただけで決定する人・農地プランの策定を推進してまいりたいと考えております。

次に、「担当課として、今後の町の農業の動向をどう考えてあるのか」につきましては、国は平成25年12月に取りまとめた「農林水産業・地域の活力創造プラン」食料・農業・農村基本法により、平成27年3月に策定した「食料・農業・農村基本計画」に沿って、農業政策の大改革を進めていきます。

担い手への農地利用の集積・集約化を加速させることが不可欠として、農地中間管理機構の制度化をはじめ、農業委員会制度の改革等のほか、生産調整を含む米政策もこれまでと大きく姿を変えてきています。

大きな転換期を迎え、先の見通しが不透明ではありますが、篠栗町におきましても、昨年末に新たな農事組合法人も設立されるなど、地域農業の担い手は着実にできていることから、今後もこの流れを絶やすことなく、しっかりと町の農業を守っていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、続きまして、町長どうぞ。

○町長（三浦 正） それでは、6番目につきまして私のほうから答弁いたしますが、今年度、篠栗町都市計画マスタープランにおきまして、産業業務ゾーンと位置づけしました国道201号線付近の北地区産業団地の開発区域を中心に、用途区域の変更、地区計画の策定を実施したところでございます。

今後、同地区に繋がる沿道地区の見直しや、計画的活用ゾーンにおいて定住維持・増加に向けた計画的な土地の利用を図るため、民間を活用した利用計画の適正な誘導・調整を図りながら県都市計画課と協議を重ねて具体的なものに練り上げて進めたいと考えております。

先ほど古屋議員からご指摘がございました田園ゾーンにつきましては、広大に開けた平地部分を有しておりまして、確かに魅力的な土地でもございます。

現在、策定中の第6次総合計画の策定委員会の中で一部その農地の利用についての提言がございましたが、議員もご存じのとおり、当該農地は農業振興地域の指定でございまして、いまだ市街化区域や調整区域内に農地が残っている中での計画は現実に即しておりません。

今回は見送っているところでございます。

通告書の内容から少し広がって、総合計画でのお話を絡めた人口行政のことについてご質問もございましたので、答弁書には記載しておりませんが、それも絡めてお話申し上げますと、多少のタイムラグがございましたけれども、今般の篠栗北地区産業団地開発に絡める5社ないし6社の企業の誘致、あるいはそれに絡める人口の増加、雇用の増加、そして固定資産税の増加等々で、人口増加要因は必ず具体的に変わってくるかと思っております。

そのことを踏まえまして、市街化農地等が、今後いわゆる住宅地に変わっていくというようなことが動きとして出てくるかと思っております。

現在、市街化区域の中に農地がかなりございまして、高田区、田中区あるいは、市街地の中でも駐車場等で空地になっているところがかなりございます。

そういうふうなところが、かなり住宅地として転用されていくようなことがあれば、また大きな変化が出てくるかと思っております。

今後市街化農地等が転用などによって減少し、利用可能な農地が無くなるのが明確になって、そのあとは農業振興地域のまた新たな将来像というのが見えてくるのではなかろうかと思っております。

その際には、いろいろなビジョンについてアイデアを出していただき、方向性な



どを考えてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） 質問ございますか。

はい、どうぞ。

○議員（古屋 宏治） まず、産業観光課長にご質問ですけれども、農業区域と言っても2種類の農振区域があると思えますけれども、都市計画区域内のいわゆる白地（農業振興地域の面積）と青地（農用地区域の面積）をそれぞれ教えていただきますでしょうか。

○議長（阿部 寛治） いいですか。

はい、産業観光課長。

○産業観光課長（栗原 俊孝） ただいまのご質問についてお答えします。

都市計画区域内の農業振興地域内の農用地、区域内の農地つまり青地の農地面積につきましては、約86ヘクタールでございます。

それと農業振興地域内の農用地区域外のいわゆる白地農地につきましてはの面積は、約50ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 質問ございますか。

はい、どうぞ。

○議員（古屋 宏治） ありがとうございます。

遊休地や耕作放棄地は山間部に多いようですが、やはり田が狭く作りにくいとか、鳥獣害被害が多いとか、担い手不足とかという問題があると思えますけれども、都市計画区域内の農家の後継者不足も山間部と同じだと思います。

今は農事組合法人、認定農業者の方が担い手としておられますけれども、今後この法人が続いていくのか、またこの法人が増えていくのかということはどういうふうに考えてあるのか教えていただけますでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 現在、農事組合法人 和田と今年1年を迎えました農事組合法人 つばくろが活動しているわけですが、その二つの組合の総会の席とかでも、私もいろいろお話を聞いておりますが、「組合法人を作ったとはいえ、なかなか後継者については非常に、今後どうしたらいいかっていうことを非常に迷っている。心配している。」というような声を聞いております。

ですから、農事組合法人が、今後永続して活動できるためには、もっといわゆる中間管理事業を利用した、いわゆる請負の農業を広げていくというようなことも必

要であろうかというようなこともおっしゃってありましたが、一方では後継者をちゃんと育てていく。

もう一方では、今後方向転換をしていきたいというようなことも、正直なところお話がございました。

そういうようなことをいろいろ考えながら、今後、それぞれの農業専従者といいましょうか、農事組合法人を含めた農業に携わっている方々のご意見は、しっかりと聞いてまいりたいと思っております。

この両組合法人以外には、現在、組合法人の設立の動き等々はございません。

今後、この方法が非常に有効であるということを私どもも判断できれば、607号線の南側の地域につきまして、若杉・尾仲・乙犬等々の地域につきましても、農事組合法人化等についてのいろんな私どものアイデアを提供してまいりたいと考えております。

○議長（阿部 寛治） 質問等、はい、古屋議員。

○議員（古屋 宏治） 今後の町の農業の動向を考えて、先ほどの答弁でも新たな農業組合法人も「つばくろ」ですかね、設立されましたということでございますけども、新規の担い手というのは着実に若手は減っていっておると思います。

また「民間企業の進出も」ということも言われましたけども、民間企業が進出する農地というのは、やはり篠栗町は1枚の田が大体300坪前後でございますけども、ああいう企業が進出するのは1枚が5反、6反分くらいあるまとまった田んぼに進出されると思います。

やはりそういう田を持ってある糸島地区であるとか、宗像地区であるとか、そういう地域の田んぼの方に企業は進出するのではないかなと思います。

また、法人化がされてきているということでございますけども、やっぱり、法人化されるのには、皆さんが年をとってこられて、自分1人では作れないとか、新規の機械を購入するのは難しいとかいうことがあるんじゃないかなと思います。

先ほど町長の答弁の中にもありましたけども、その方達の次の世代の担い手が出てくるのかということがやっぱり1番大事な問題じゃないかなと思います。

農業振興区域、白地の平たん地のほとんどが先ほど町長も述べられましたとおり、計画的活用地域に指定されております。

その地域につきましては、農家の方がまとまれば開発等ができていくんじゃないかなと思っておりますけども、この青地地域、約86ヘクタールあると言われてます農振区域は、農地しか利用ができません。

やっぱり、いろいろ町長の話もありますけども、今後やっぱり10年、20年を考えたときにもやはり、この農地はこのまま残していかなくちゃいけないという考えなんですか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 篠栗の篠栗らしさの景観を持つうえでは、非常に大事な農地であらうかと思っております。

しかしながら、今後のいわゆる人口構成あるいは産業動向、それから担い手のことをいろいろ考えていきますと、私がここで断定的に農地を残しますというようなことを言える状況ではないと思っております。

これについては今後とも関係の皆様方と、協議していきながらよりよい姿を目指していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ありますか、古屋議員。

○議員（古屋 宏治） それで、農地のことについて絡んでるんですけども、人口減少について質問いたします。

篠栗町のホームページの中に「地方創生支援システムを導入」という掲載がありました。

その中に「大きな問題として顕在化してきたのが社会動態における減少傾向だ。2004年までは転入数が転出数を上回っていたが、以降は転出数が転入数を逆転することが多くなってきたのである。どんな住民が篠栗町から離れていくのか。提出アンケートなどから調べてみると、小学校就学前のお子さんのいる世帯が思っていた以上に多かったのです。近隣の市や町に新しい宅地開発がされたり、マンションが建ったりするとそちらに引っ越してしまうようです。転ばぬ先の杖という言葉があるように、この対策を今のうちからしっかりと考えていかないと篠栗町の将来は先細りになってしまいます。」というコメントがございました。

今いろいろな施策を練ってあると思っておりますけども、篠栗町の人口の減少についてですけども、平成24年から29年までの10月末までの人口の増減ですけども、篠栗町は5年半で220名の人口減になっております。

その間には外国人の方とかが多く入って来られましたので、日本人の方のみでいけば314名のマイナス人口になっております。

新宮町はちなみに5,350名の増、粕屋町が3,245名の増、志免町は272人の増、須恵町は1,029人の増、久山町は448人の増、宇美町は768人の減という数字になっておりまして、篠栗町は非常に人気があるんですけども、やは

り建物が建てれないという地域が多くございます。

先ほど町長が申されました市街化区域内に農地がまだたくさん残っておることとございますけども、やはりあの、その地域に持つてある方はやはり、その方々のお考えがあつて、売つても税金は払わなくちゃいけないしとか、ほかにまだ土地があるしとかいうことで、なかなかやっぱりその、家庭、家庭の事情があつてなかなか売らない方が多うございます。

そういう中で、篠栗町での住宅件数ですけども、木造と非木造ということで建て替えとか、マンションの戸数も入っておりますけども、25年から29年の10月末までの件数ですけども、篠栗町で349戸、新宮町がこれはマンションが多いんですけども1,583戸、粕屋町が670戸、志免町が858戸、須恵町が737戸、宇美町が757戸、久山町が255戸と、他町ではこれだけの住宅が建っております。

数年前まで人口を増やさないと申しておられた久山町と比べましても、建築数も変わりませんし、人口の増加率では負けております。

住みたい町ナンバーワンのこの町が、住めない町ナンバーワンになってしまつているんじゃないかなと思つておりますけども、町長いかがお考えでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 内容が通告書とは随分変わつてきて別の質問になってきているような気はいたしますが、そういう面ではちょっと準備不足で申し訳ございませんけれども、今お話の中のあつた、いろいろ民間による住宅開発意欲、それと地域住民の人達の開発に対する同意等々の諸々の関係の中で、それぞれの町で住宅着工件数がいろいろばらつきがあるというのは現実でございます。

そうしたことから、私どもも新宮、粕屋、志免等で飽和の状態になってきた暁には、私どもにも再度また民間の開発意欲が出てくるというふうに思つておりまして、これは私どもの思いとしては住みたい町ということの気持ちは変わっておりませんが、開発をするのは民間でございまして、開発を受けるのはそれぞれの個人でございまして。

私どもはそれが叶うときに、ちゃんとそれに見合うインフラをしっかりと整備していくということが一番大事な役目であろうかと思つております。

多少、今、24年から29年までの変化についてご指摘がございましたけれども、今後10年間の変化の見込みを私どももいろいろ考えながら、いろんな手を打つていきたいと思つておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい。

○議員（古屋 宏治） すみません。

それていたかもしれませんが、私の真意は、私はこれだけの農地が本当にいるのかという考えの中で、それを今篠栗町がやはり住みたいという方がたくさんいらっしゃる中で、そういう広大な農地を、求められる宅地化なり、都市開発をしていけばいかがかなということで、回りくどい質問をしましたけど申しわけございませんでした。

最後に、その広大な農地を、例えば区画整理事業という手法でやりますと、区画整理事業というのは基本的に民間事業でございます。道路や公園のインフラ整備は民間サイドでやっていただきます。賑わいがある町づくり、暮らしづくりの拠点づくり、それから秩序ある土地利用ができます。

例えば、先ほども申しました広大な優良農地であります線路から多々良川までの農業地区、青地地区は約50ヘクタールあると言われてます。

開発したときに、今現在の農地の固定資産税は、高く計算しても50ヘクタールで約84万5,000円です。この土地を分かりやすく半分を道路と公園、残りの25ヘクタールを住宅開発で計算すると、土地、建物の年間固定資産税だけで約1億3,700万円の収入になります。 プラス住民税も上がってきます。

分かりやすく住宅で説明しましたけども、この減歩率50%、広い道路、公園、商業施設、町民農園、クリニック、公共施設、倉庫、事務所等を計画すれば減歩率ももっと減っていくんじゃないかなと、そうすれば、更に税収が上がっていくんじゃないかなと思います。

その数億単位で上がる税収を、今後の子育て支援や教育の充実に一部充てていただくことが可能じゃないかなと思ひまして、そういうご質問をさせていただきます。

以上でございます。

終わります。

○議長（阿部 寛治） 1時間経過しましたので、ここで10分ほど休憩を取りたいと思います。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

○議長（阿部 寛治） では、再開いたします。

質問順位3番、栗須 信治 議員。

○議員（栗須 信治） 議席番号 3 番、栗須 信治です。

「小中学校、エアコン整備の方向性について」教育長にお尋ねします。

近年、世界の平均気温の上昇がみられます。地球温暖化の進行によって、寒い日が減り、暑い日が増えている可能性が高く、今後その傾向が更に深まることは確実だと言われております。

また、中国におけるPM2.5などによる深刻な大気汚染の発生を受け、大陸の大気汚染が影響して日本のPM2.5濃度が上昇し、健康に影響するのではないかと心配をされております。そういう中で、安全で快適な学習環境の整備が求められております。

更に、20年度から小学校の高学年では、教科として英語の授業が始まります。年間35時間増加します。授業時間数の確保など、夏休みの短縮化に取り組む自治体も増えております。

このような点に対応するには、エアコンの整備が必要であり避けては通れない課題であります。

文部科学省の調査では、平成29年4月1日現在、公立小中学校における空調冷房設備の普通教室の設置率は、全国で49.6%、3年前の前回調査では32.8%、16.8ポイントの増であります。福岡県での設置率は65.5%、急速に増え全国で約半数、福岡県では半数以上の小中学校に整備されています。

そこで、以下の点について尋ねます。

- ①本校小中学校の暑さ対策の現状。
- ②近隣町の設置状況。
- ③設置における機器購入・設備工事費用、電気代等年間の経費、耐用年数による取替費用などの試算はしてあるのか。
- ④学校施設環境改善交付金を活用できるのか。
- ⑤学校やPTAの要望はあるのか。

以上の点について、教育長にお尋ねします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（西 邦彰） 失礼いたします。

栗須議員の「小中学校、エアコン整備の方向性」についてお答えいたします。

まず、町内の小中学校における暑さ対策につきまして、2点お答えいたします。

一つ目は熱中症予防として、気象庁や消防庁の熱中症情報や各学校に備え付けて

おります「熱中症チェッカー」の活用を行っております。6月より各学校では「熱中症チェッカー」のこまめな測定を行い、熱中指数31を超えた場合は、校内放送による水分補給や屋外での活動制限などの注意喚起を行い、児童生徒の健康管理に留意しているところでございます。

二つ目は、施設設備の利用でございます。現在、保健室、多目的室、図書室やパソコン教室、会議室、中学校のランチルーム等にエアコンを導入しておりますので、それらを利用した暑さ対策を行っております。なお、普通教室におきましては、扇風機で対応しておるのが現状でございます。

次に、近隣市町村の普通教室におけるエアコンの整備状況ですが、粕屋町、志免町、新宮町の3町につきましては、小中学校のエアコン設置が完了しております。宇美町、須恵町、久山町、古賀市の3町1市につきましては、現在未設置の状況でございます。

次に、エアコンの設置における機器購入、整備工事費、年間経費、耐用年数による取替費用の試算につきましては、平成27年度に幼稚園及び小中学校のエアコン設置のための調査を行い、それぞれについて試算を行っております。

幼稚園、小学校、中学校の総計で述べさせていただきますと、機器購入及び整備工事費につきましては、約2億7,000万円。

次に、年間経費として、電気料や保守点検に約2,000万円。

耐用年数は、長く見積もって10年から15年でございます。

なお、取替費用の試算につきましては調査できておりません。

次に、文部科学省の「学校施設環境改善交付金の活用」につきましてですが、申請は可能でございます。補助率は3分の1となっております。

次に、学校やPTAからの要望につきましてですが、保護者の皆様から学校教育課に対しての電話等で問い合わせをいただいているほか、学校からは本年度開設しました通級教室のエアコン設置の要望があがっております。

現在、本町の学校施設の多くは築30年が経過し、長寿命化に向けた大規模な改修工事を必要とする時期が迫ってきております。

教育委員会といたしましては、栗須議員のご質問の趣旨、学校や保護者からの要望を踏まえまして、次年度から施設の老朽化状況調査に取り組み、その後に策定します教育施設の個別改修計画におきまして、エアコンの整備を含めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 栗須議員、何か質問ありますか。

はい、どうぞ。

○議員（栗須 信治） 現状のですね、暑さ対策で授業中に熱中症にかかった児童生徒はいますか。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（西 邦彰） お答えいたします。

幸いにしまして、本年度も病院に救急搬送をしたという事案はございませんが、気温やその日の湿度が高い夏日っていうようなときには、体調不良で保健室等で休ませるケースは、小中学校で起きております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、栗須議員。

○議員（栗須 信治） 関連がありますので尋ねますが、授業時間数の確保については、夏休み・土曜日を活用して授業日数を増やす、また、短時間学習を増やすなど文科省が提案をしておりますが、どのような議論がなされているのか、もし夏休みの短縮を検討するならエアコン設置の必要性が増すと思いますが、いかがですか。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（西 邦彰） 栗須議員のご質問にお答えしたいと思います。

栗須議員さんのほうからお尋ねがありました英語の学習時間が増えるということにつきまして、本町では新しく新学習指導要領の改訂によりまして、平成32年度から小学校の3、4年生で35時間、それから5、6年生で70時間の外国語活動、いわゆる英語の学習が始まるようになっております。

本町におきましては、来年度より前倒しをしまして各3、4年生においては35時間、それから5、6年生においては70時間の英語活動の時間を設けます。

そうしますと、従来は35時間、5、6年生は行っておりましたので、プラス35時間分の時数が不足するわけでございますが、その対策につきましては、まず1点目は、現状の中でできるだけ可能な授業時数を35時間分確保するというものを検討しております。

そのために一つは、週に1日につきまして、例えば現在9時から授業が始まっておりますが、8時40分程度から授業を開始まして1日7時間の確保で週に1時間取りまして35時間の確保。または、今、年に3回ほど土曜学習ということで、土曜日の学習参観を行っております。これが1日当たり6時間確保できますので、これを、年3回を年5回に町内統一いたしまして、約12時間の確保、合わせて42



時間ほどの確保を現在進めております。

従いまして、夏休みを短縮して、それに充てるってことは今のところ検討しておりません。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ありますか。

はい、どうぞ。

○議員（栗須 信治） エアコン設置にはですね、リース契約とか、設計から維持管理までメンテナンスを一括発注するなど、選択肢があると思いますが、いずれにしても多額の費用がかかります。

国の財政支援も3分の1ということで、厳しいようですが、取り組まなくてはならない課題だと思います。

緊急性のあるものなど優先順位があると思いますが、実際の稼働率など先進事例を参考にしながら議論を深めていくべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（西 邦彰） 栗須議員の述べられておりますように、本年度また一昨年含めてですね、現在、地球温暖化というようなことで非常に多湿または大気汚染等の課題があります。

やはり教育委員会といたしましても子どもの安心・安全が確保された教育環境の中で教育活動を進めていくべきだと思っておりますので、今、栗須議員からご指摘がありましたように、エアコン等の教育施設の環境を整えていく中で、それは多様な先進事例等を含めてですね、実現しやすい形で検討をさせていただければというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい。

○議員（栗須 信治） 私も文教厚生委員として、しっかり考えていきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） では、質問順位4番、今長谷 武和 議員。

○議員（今長谷 武和） 議席番号6番の今長谷でございます。

本日は、「インフルエンザ予防接種の一部助成について」町長及び健康課長にお伺いいたします。

風邪やインフルエンザが流行する季節となりました。今年も全国からインフルエ

ンザ流行のニュースが急増しております。小中学校では、学級閉鎖を余儀なくされているところも出ております。

また、今年はワクチン不足が続いており、蔓延しなければ良いかと懸念いたしております。

インフルエンザは高熱や筋肉痛、関節痛といった全身症状が重く表れ、子どもがインフルエンザへ罹患してしまうと、乳幼児では気管支炎や肺炎、中耳炎等を併発する恐れも予見されるほか、最悪の場合は、まれに脳症という死亡率の高い症状に移行した事例もあります。

予防接種には法に基づいた定期予防接種と臨時予防接種がございます。定期予防接種には、BCG、ポリオ、三種混合等があります。

以前、インフルエンザは法定接種として小学校で集団接種が行われておりましたが、平成6年から任意接種に変わりました。その理由の一つとして、インフルエンザは集団ではなく、個人で予防する考え等が主となったことが挙げられます。

平成13年に予防接種法の改正があり、高齢社会を迎えインフルエンザの流行により特に高齢者につきましては、インフルエンザに罹った場合に肺炎を併発するなど重症化し、あるいは死亡に至るといった事例が社会問題化したことから、高齢者に対して予防接種における効果の研究が国で進められ、予防接種は有効・安全であることが報告されました。

そして、65歳以上の方を対象に法定予防接種に加えられ、一部公費負担制度が導入されることになりました。

子どもに対するインフルエンザの予防接種については、関係機関によっては、その効果は賛否あるものの1歳から6歳児の場合、ワクチン接種により約20から30%、また書物によっては60%の発症・発病を阻止する効果があるという研究結果が出ております。感染後の重症化を予防する一定の効果はあるものと接種を推奨しております。

子どものインフルエンザ予防接種は、任意接種のため接種料金は各医療機関により様々ですが、約3,000円から4,000円ぐらいとなっております。13歳未満の子どもは、十分な免疫をつけるために2回に分けての接種となりますので、6,000円から8,000円の負担となります。

また、子どもさんが2人、3人となりますと相当な高額の支出となります。

また、受験シーズンとインフルエンザの流行の期間が重なりますので、受験者を抱える家庭では、家族全員が予防接種を受けなくてはならないこともあり、非常に

大きな金額の負担となります。子育て世帯の経済的負担を軽減させ子育て環境を充実することにより、そして学級閉鎖や学年閉鎖を減少させるべきだと私は考えます。

そこで、篠栗町において予防接種を希望する家庭には、子育て支援策として、乳幼児をはじめ義務教育期間の子ども達までの接種料金の一部補助を講じるべきと考えますがいかがでしょうか。

また、併せて、次のこともお尋ねいたします。

①昨年度の子どものインフルエンザ罹患状況はどうでしたか。

②昨年度、町内での流患による小中学校の閉鎖状況をお訊かせください。

③近隣の市町村で既に一部補助等を実施されているところはございますか。

以上、お願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

はい、町長。

○町長（三浦 正） それでは、今長谷議員の「子どもへのインフルエンザ予防接種の助成について」まず、私から答弁をいたします。

議員のご案内のとおり、インフルエンザ予防接種は、過去においては、予防接種法に基づく臨時接種として集団接種が行われてまいりましたが、インフルエンザの流行を十分に抑制できないことや、副反応の問題もあって、平成6年の予防接種法の改正により、個人の判断で行う任意接種となっているところでございます。

その後、平成13年の法改正により、インフルエンザが重症化しやすい高齢者については、定期接種とされているところでございます。

本町におきましては、定期接種である高齢者のインフルエンザ予防接種につきましては、接種費用の一部を町が負担しておりますが、子どもや高齢者以外の大人のインフルエンザの予防接種につきましては、任意接種ですので、接種費用の負担は行っておりません。

インフルエンザワクチンは、インフルエンザの感染を完全に抑える働きはありませんが、発病を一定程度抑える効果や重症化を予防する効果が認められておりまして、特に高齢者や基礎疾患のある方など、罹患すると重症化する可能性が高い方は効果が高いと考えられています。

一般的に町が予防接種費用の一部、又は全額を負担し、その予防接種を推奨するには、そのワクチンの有効性が十分評価され、国が予防接種法において、市町村が実施すべき定期接種と位置付けていることが、その判断の基準の一つであると考えられます。

従いまして、子どもに対するインフルエンザ予防接種は、インフルエンザの発病、あるいは感染後の重症化の抑制に一定の効果があるとはいえ、任意接種である現状では、町費による助成については検討いたしておりません。

今後、国の動き、予防接種法の動向等を見ながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

なお、子どもをインフルエンザから守るためには、予防接種も大切ですが、本人や家族、周囲の大人たちも含めて、外出後の手洗いやマスク着用などによる咳エチケットの徹底、適度な湿度の保持、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取、人混みへの外出等を控えるなどが有効だと言われております。

本町におきましても、乳幼児健診や大人の健診、各種教室事業、訪問事業、その他広報等によりまして、普及啓発に取り組んでいるところでございます。

それでは、その他の項目については、健康課長から答弁をいたしますのでよろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい、健康課長。

○健康課長（浦上 利浩） 健康課長の浦上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

引き続き、ご質問にお答えしてまいります。

まず、昨年度の子どものインフルエンザ罹患状況についてのご質問でございます。

町内の子どものインフルエンザ罹患患者数等の統計データがございませんので、町内の小中学校の状況についてご報告いたします。

昨年度のインフルエンザ罹患患者数は、小学校においては、篠栗小学校で延べ86人、勢門小学校で延べ323人、北勢門小学校で延べ208人、小学校の合計が延べ617人。

中学校では、篠栗中学校で延べ103人、篠栗北中学校で延べ38人、中学校の合計が延べ141人となっております。

罹患患者数を児童生徒数で割って罹患した児童生徒数の生徒の割合を求めると、小学校で約30%、中学校では約14%となっております。

次に、インフルエンザでの学校等の閉鎖状況についてでございますが、昨年度においては、小学校の学級閉鎖は延べ14学級、学年閉鎖は2学年。

中学校では、学級閉鎖が延べ3学級で学年閉鎖はありませんでした。

次に、「近隣の市町で既に予防接種の助成を実施しているところは」というお尋ねですが、福岡市とその周辺、いわゆる福岡都市圏で実施している市町はございま

せん。

県内全域をみれば、朝倉市、うきは市、筑前町、吉富町、上毛町、岡垣町におきまして、生後6か月又は1歳から中学3年生までに対して2,000円から3,000円、多いところで4,000円以内の助成が行われております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問ありますか。

はい、どうぞ。

○議員（今長谷 武和） すみません、ちょっと、先に子どもではないんですが、高齢者に対する予防接種についての質問をしたいんですが。

議長よろしいでしょうか。

内容はですね、冒頭でも申し上げましたけども、今年はワクチンが非常に不足しております。

それで例年でしたら、1月までの接種に対しての補助・助成ということですけども、今現在、各自治体で予防接種がされていない高齢者の方が多いということで、1か月間延長をされる自治体が増えております。

それについて篠栗町ではどういうふうな対策を取られるのかなということをお聞きしたいんですが、先によろしいでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 答えられますか。

はい、どうぞ。

○健康課長（浦上 利浩） ワクチン不足による、接種が増えているということでニュースとかでも話題になっておりますけども、今、糟屋郡内各町足並みを揃えたほうがよいという判断のもとですね、協議検討を行っている最中でございます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 良いですか。

はい、どうぞ。

○議員（今長谷 武和） じゃあ、再質問をさせていただきます。

例えば、子どもさんが罹患した場合ですね、今、高齢者の方に対するインフルエンザの予防接種委託料金額は現在幾らですか。

また、同じ金額を子どもさんに補助した場合、中学生までの委託料は幾らになるでしょうか。

健康課長お願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○健康課長（浦上 利浩） まず、高齢者インフルエンザ予防接種の委託料の予算でございまして、本年度の当初予算に計上している高齢者インフルエンザ予防接種の委託料は、1,125万6,000円でございます。

それから、6か月から15歳の中学3年生までに補助を行った場合の大まかな試算をしておりますのでご報告いたしますと、6か月から中学3年生までの対象者は、概ね5,000人となります。

そのうち13歳未満は2回、13歳以上は1回の予防接種を行う場合、概ね9,000回の接種が必要になりますけれども、接種率を8割と仮定すれば7,200回の接種を行うということになります。

高齢者インフルエンザと同じ3,218円を町が負担するとなれば、おおよそ2,320万円の負担ということになります。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、今長谷議員。

○議員（今長谷 武和） ありがとうございます。

約高齢者よりも20%ぐらいの増になるということでございますけれども、次に、昨年度の小中学校のインフルエンザ罹患数が、お聞きしましてびっくりしたんですが、約小中学校合わせて750名強ということでございます。

子どもさんがインフルエンザに罹患しますと、学校への登校が何日か休まなくてはいけないのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、健康課長。

○健康課長（浦上 利浩） 何日休まないといけないかというのは曜日の関係もありますし、一概には言えませんが、学校保健安全法施行規則という法令で定められている出席停止期間を申し上げますと、「小中学生の場合は、発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」とされております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（今長谷 武和） 計7日間ということですね。

子どもさんが罹ってしまいますと、特に低学年の子どもさんなんかはですね、家で子どもだけを放っておくこともできません。

必ず保護者の方が看病しなければなりません。

働いているお母さんにとっては、1週間休まないといけません。

また、兄弟の方が2人、3人いまして、大体インフルエンザは続けて罹ると思う

んですが、罹ることが多いもんですから、どうかしますと10日から半月休まなければいけなくなるかと思えます。

働いているお母さんが長期間休むというのは相当なネックになります。

そうならないためにも、インフルエンザに罹っても重病化をしないようにと、予防接種を受けることが多くなっております。

子どもを安心して育てていける意味で、このインフルエンザ接種料一部補助を強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） 質問順位5番、横山 久義 議員。

○議員（横山 久義） 議席番号7番、横山でございます。

町の景観、とりわけ、その中でも自然景観に関する質問をさせていただきます。

我が町について申し上げますと、以前は緑の募金を活用し、地元の要望に沿う形で苗木の配布を行い、並行して毎年途切れることなく、町が直接桜や紅葉などを植栽していましたが、今は行政区の希望する苗木を配布し、地元で管理を行う方法のみに切り替わっているようであります。

確かに、地元が希望する苗木を提供することは必要だとは思いますが、地元だけでは対応できないケースもあると思えます。

そのことを念頭において、3点ほど質問を行います。

まず、一つ目の質問ですが、過去の経験から、植栽後の管理を義務付けられると地元行政区からの苗木の要望が減少するのではと心配をいたします。その心配を払拭する意味でも、ここ数年間の苗木の要望の推移及び植栽後の管理状態について把握されているのであれば教えていただきたいと思えます。

これは細かな本数だとかをお聞きしません。

ですから、本来やったら社会教育課長もここに答弁者に入れるべきだと思うんですけども、町長は予算審議の中で必ず予算査定をします。ですから傾向をですね、教えていただければ結構だと思っております。

次の質問に移ります。

河川敷や道路及び遊歩道の並木など、複数の行政区にまたがって、地元では対応しがたいケースも多く存在すると思えます。このような場合は、町が直接植栽し、その後の管理も行うことが必要ではないでしょうか。

町長の見解を求めます。

次は、最後の質問となりますが、私からの提案をもとに見解をお尋ねしたいと思います。

最近、ふるさと納税の豪華な返礼品が問題になっておりますが、私は現在の在り方は、本来のふるさと納税を逸脱したものと考えます。恐らく、この状況はそう長くは続かないとも思っております。

そこで、意味のあるふるさと納税の返礼方法として、記念植樹を考えてはいかがでしょうか。

また、町民の皆様には、子どもの誕生、成人、結婚、あるいは金婚式など人生の節目を記念しての植樹を進め、一定期間贈り主の名前などを付けたプレート設置し、町を思う人々の心の通った植栽を増やす企画を真剣に考えられたらいかがでしょうか。見解を求めたいと思います。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 答弁を求めます。

はい、産業観光課長。

○産業観光課長（栗原 俊孝） それでは、横山議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初の（１）について、私からお答えいたします。

各行政区からのご要望に対して配布を行った苗木本数でございますが、平成２０年度から本年度までの１０年間に合計で６，５６６本の苗木を配布しております。

この間の配布本数につきましては、平成２０年度は７６６本、平成２１年度は３５８本、平成２２年度は４４３本、平成２３年度は１，０３１本、平成２４年度は７０４本、平成２５年度は８０３本、平成２６年度は１，１３４本、平成２７年度は５８１本、平成２８年度は３３５本、平成２９年度は４１１本でございます。

行政区からは、植栽する箇所も少なくなっているとの声もいただいておりますが、過去植栽した場所への補植のための苗木要望が多くなっているのではないかと思います。

また、植栽後の管理につきましては、イノシシ等による被害防止に工夫しながら、「地域を訪れてくれる皆様に見てもらえるように」という想いで地元の方々が協力して管理していただいている地域や、苗木を配布する際にも、積極的に受け取りに参加していただいている地域もございまして、植栽後の管理について特に町への要望等も耳にいたしておりません。

（１）につきましては、以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 続きまして、町長。

○町長（三浦 正） 細かい数字は要らないよとおっしゃっていただきましたが、答弁書をそういう形で作っておりましたので失礼いたしました。傾向としてはです



ね、今、産業観光課長が申しあげましたように多少減ってきている。これは一つには緑化推進協議会での募金活動の減額をしたってということもございます。

各区から集めております緑の募金の金額を減らしていくことによりまして、それぞれの区でも負担を減らすということもありまして、予算規模を縮小したということもございまして、現在、各区でやっております緑化のための植栽については、現状、産業課課長が申しあげたような状況でございます。

それでは、私から2番目、3番目のご質問につきましては、順を追ってご答弁申し上げます。

(2)「河川敷や道路の並木等、地元では対応できない箇所も多く存在する。町が直接植栽し、管理することも重要だと思うが、見解を求める」ということでもございました。

河川敷への植栽は、護岸崩壊のおそれ等もあることから慎重に対応しなければならないことでもございます。

多々良川につきましては、福岡県が下流域から順に整備を進めているところでございますが、現在はまだ福岡市多々良地区までしかきておりません。

今後、上流までくるということになりますと、相当年数がかかる見込みでございます。

こうしたことから、河岸整備の早期完了を、継続して私どもも要望してまいりたいと考えております。

また道路並木につきましては、地域の方が懸命に植栽・管理をいただいている荒田高原に向かう道路の紫陽花や紅葉、あるいは樹芸の森、若杉への登山道、国道201号線高田金出沿いの桜等々、所々で四季折々の景観で私たちを楽しませていただいているところでございます。

既存道路を植栽のために工事していくのは困難な点もありますが、篠栗北地区産業団地や今後予定される開発等に合わせて、景観も考慮した植栽は大変有効であらうかと考えます。

10年後、20年後を考えた緑のまちづくりをこれから積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、長い距離ではなくても、町内各所の公園の周りや例えば、和田橋を渡った201号線との角地など、ちょっとしたスペースに植栽をすることも町の景観を良くする効果があると考えます。

広さに応じた樹種などを十分検討してまいらなければならないと思いますが、知

恵を絞って苗を植えていきたいと考えます。

横山議員をはじめ議員の皆様からも、この辺りはどうかというヒントをいただければ幸いですので、よろしく願いいたします。

最後に「子どもの誕生、成人、結婚、金婚式等人生の節目やふるさと納税の返礼に記念植樹を行い、一定期間贈り主の名前を付けたプレートを設置し町を思う人々の心が通った植栽を増やす企画を真剣に考えてはどうか」というご質問でございました。

議員が言われますように「記念植樹」につきましては、7割の山を有する篠栗町において、私もその可能性はないかと思いを巡らしたことがございます。

既存の整備された公園内も考えてみましたが、無秩序な記念植樹は後々地域全体のバランスを乱す結果になりかねません。

1か所に広大な敷地を確保することは難しい状況ではありますが、例えば、カブトの森運動公園の使用してない法面であるとか、米の山山頂の木漏れ日の森、あるいは樹芸の森公園の展望台付近、鳴淵ダムサイトの植栽可能な地域等々、場所は分散しますが希望の場所での対応することは可能性があるのではないかと考えます。

また、新吉野公園の桜は老木なって植え替え時期が来ておりまして、少しずつ山桜を植えておりますが、21年災害復旧が完了すれば、そこに記念植樹の桜を植えていただき、後々桜が咲き誇るかつての「七曲り」の景観を再現することが可能になるかもしれません。

そうしたことを今後、実現に向けて検討してまいりたいと考えますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 再質問どうぞ。

○議員（横山 久義） 細かな答弁をですね、いただきましてありがとうございます。

担当課は、産業観光課でよかったのかな。

はい、失礼しました。

日本の国内にですね、例えば、桜に関しても多くの名所と言われるところがございます。

ただ、その中のほとんどですね、人間の手が加えられないで自然に名所になったところは少ないんじゃないかなと、やはり大なり小なり、その時代時代ですね、人々が、あるいはまた地元の方であろうし、そのときの役所だったり、いろんな形で関与してですね、それも末永くずっと長い期間かけてですね、やはりそれを積み重ねることによって、素晴らしい名所ができてると私はそう思っております。

ですから町もですね、そんなに一度に多くの植栽をなさいだとかそういうことじゃない、確実に一つひとつ積み重ねていくと、そういうことが、幸い我が町森林セラピー基地をですね、力入れているわけですから、そういうことに繋がっていくんじゃないかなというふうに思っておりますんで、これに関してですね、予算査定がすぐ始まりますんで、来年度予算にですね、額はともかくとして、やはり意思表示というんですか、町のやる気というんですか、そういうものを加えていただけるかどうかをですね、まずお聞きしたいと思うんですけども。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいま答弁で申しましたように、やっぱり緑の景観を保つ、あるいは今後また、私どもが努力して名所づくりをしていくということは大変重要なことであろうかと思っておりますので、意思表示は確実にしたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 久義） もう一つ、これは私のほうから提案にもなろうかと思うんですけども、町長もご存じだと思うんですけども、広報でも紹介されたかどうかちょっと分からないんですけども、いわゆる、町のいわゆる奥地ですね、山間部、頂上付近にですね、素晴らしい山桜がございます。

行かれた方もいろいろ執行部の方おられると思うんですけども、大部分が一部畑と、草原の中に1本植わっているんですけど、その大きさといい、いわゆる高さといい、勢いといいですね、やはり少なくとも県下で1、2を争う桜と言ってもいいんじゃないかなと私は思っております。

ただ、この桜はですね、当然、私有地ですから所有者の方がですね、毎年草を切って管理をしてあるんですね、高齢で病気がちだということで、何とかならんだろうかというふうなこともございました。

私も草刈り機械を持っていく方法もあるんですけども、私もこの桜を見せていただくんですけども、特にあの感激しますのは、今行かれるとですね、草原の中に1本あると、そして勢いがいいと、だから、そういうものしか見えないんですけども、その生い立ちっていうんですか。

実はモウソウダケのヤブの中にですね、植わってたということなんですよ。

所有者の方が、その友達から余りにもかわいそうじゃないかということで、所有者の方がですね、全てを取り払って今の形にしてある。

そういう意味ではですね、ものすごく力強い、パワーのある山桜じゃないかなと。

まさに森林セラピー、そういうものを気を感じる桜じゃないかなと私は思っておりますので、ここをですね、まず、町が管理する方法も考えて欲しいなど。

そしてまた、1度にはできませんけど、いわゆる将来に向かってですね、ここをいわゆる町有地にしていきながらですよ、そして、かなりのスペースもあるし、またその周辺の山々もですね、桜だけじゃなくて、秋は紅葉が楽しめるような、そういうようなものにですね、していけばかなりの記念植樹もここではできるんじゃないかなとっておりますんで、これは是非ですね、検討をしていただきたい、どうしても町ができないとなれば、民間に呼びかけてですね、有志でもってやるしかない、そういう今ぎりぎりのところにきているんじゃないかなとっておりますんで、町長あるいはまた執行部の皆様の桜のときだけ花見を楽しむじゃなくてですね、是非、それがいつまでも続くように、そして今、森林セラピーの関係だとか、いろんな訪れる方が増えてきているということですね、是非これも一つの大きな篠栗のいわゆる名所になるんじゃないかなと私思っておりますんで、それについての見解がございましたらお願いいたします。

○町長（三浦 正） ただいまのお話の場所、私も何度も行ったことがございまして、ご本人からも今お話がありましたように「ちょっと歳とってきてな」と「なかなか管理するのが大変なけん面倒をみてくれんやろか」いう個人的な、町に対するご相談も受けているところでございます。

確かにおっしゃるように、千本桜にも負けないというか、それほど素晴らしい桜で、私も写真を自分のカメラで撮って、いろんな会議のときに最初にご覧いただいたりしたような経過もございます。

今お話のような点も踏まえてですね、周辺もショウケ越えに行く道からかなり入っていくところでございますし、全体を管理できるようなルートを考えながら、いずれの時期か、しっかりと町でこの桜を絶やささないような策を講じなければならないと思っているところでございます。

担当課とともにですね、この方策については考えてまいりたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい。横山議員。

○議員（横山 久義） 以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部 寛治） 質問順位6番、荒牧 泰範 議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番、荒牧でございます。

町長に2点ほどお尋ねいたします。

まず初めに、「将来の年齢比率の見通しと対策を問う」ということで。

以前、町の将来の人口ビジョンについてお尋ねいたしました。町長と私の考えは、最小限の減少に止めると増加を図るという違いがありましたが、どちらの結果になろうとも絶対に対策を施しておかねばならないことが適正な年齢構成比を保つことだと思えます。

人口が何人になろうとも、その大半を高齢者が占めてしまえば町の運営は不可能になります。より多くの納税をしていただける生産性の大きな年齢層に加え、町に活力を与えてくれる元気な子ども達の姿も必要です。

北海道にある人口5,300人の標津町では、幼児教育にかかる費用を無料とするなどの子育て支援策で人口を5人増やしております。残念ながら国のばらまき政策とも取れる無償化制度が実現すれば、その優位性が無くなってしまいます。

また、山東 昭子 参議院議員は「子ども4人生めば厚生労働省が表彰すべき」と発言され、その賛否はともかくねらいは少子化対策であろうと思われま。

町の危機的な状況に陥る前に、健全な町政運営が可能な年齢構成比の目標を定め、その対策を早期にとるべきと思われま。町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいまの荒牧議員の1番目の質問「将来の年齢比率の見通しと対策を問う」というご質問の表題でございましたが、これについてお答えいたします。

平成27年度に策定いたしました篠栗町人口ビジョンの社人研のデータでは、2040年の高齢人口、いわゆる65歳以上の人口が約33%となり、3人に1人が高齢者になるという見込みでございました。

また、生産年齢人口いわゆる15歳から64歳までの人口は54%となり、平成29年10月末の生産年齢人口割合から11ポイント下落するものと推計されていたわけでございます。

平成29年9月の定例会で議員からご質問がありました一般質問にお答えしたとおりでございます。篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標3「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」におきまして、子育て世代の定住の促進として、コミュニティを重視した魅力ある住環境開発の促進や子育ての環境の充実として、子育て包括支援センターやファミリーサポートセンターの設置など、子どもの教育における環境づくりを現在進めているところでございます。

まずは、定住の促進に注力することが必要であろうかと思えます。併せて、私どもの産業開発、北地区産業団地の開発におきまして、先ほども申し上げましたが多

少のタイムラグがございますが、2020年度には企業が進出してまいります。それに伴います雇用が必ず増えるわけでございます。そしてまた、パートタイマーの労働者も増える。そういうことからすれば、子育て世代が篠栗に移り住んで働いていこう、子育てしようという人口は必ず増えるものと期待しているところでございます。

市町村が掲げる子育て施策につきましても今後、国の方策により流用的なものもございますけれども、極端に偏った年齢構成とならないような年齢分布による人口維持を目指すためには、篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略だけではなくて、来年度から5年間で実施いたします、第6次篠栗町総合計画におきましても、子育て支援の充実に力を入れるような施策を行っているところでございます。

最近、人口問題や子育て問題についてさまざまな面からの発信が行われていますが、まずは住民の多様性や社会潮流を捉えることが大切だと考えておりまして、その上で、2060年における将来人口2万9,000人の達成のために、その礎となる篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進することで、住んでわかる子育ての暮らしに便利なまちとなるよう、さまざまな施策も今後充実を図ってまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 再質問ございますか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 僕が聞き漏らしたのかもしれませんが、厚労省などが試算する数値が、パーセンテージがこうじゃなくて、町として将来0から15、そして生産年齢65以上というのはどのくらいが好ましいってというのが、もし今、聞き漏らしだったら申しわけないんですが、きっちり教えていただけると、どういう数値が好ましいというのを、お願いいたしたい。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 2060年の、私どもの社人研に基づく予想は、2万5,343人でございます。

それに伴い、それを克服するために、私どもは、2060年に人口2万9,000人の維持を目指しているわけでございます。

これについては細かい、区分けっていうものは、具体的には、まだしておりませんが、当然のことながら働き世代が増えることが1番のポイントになるわけで、そのための施策を、一生懸命考えているところでございます。

ですから2060年2万9,000人の人口構成比率が、これが何%、0から14歳が何%、15から64歳が何%というようなことよりもまず、全体をシフトアップするっていうことが1番大事なわけで、その取りかかりを現在しているのが、まち・ひと・しごと創生総合戦略であろうかと思えます。

ということから、現在、第5次総合計画の中でうたっておりました労働人口現状維持というのは多少減りましたけれども、それをまず元に戻していく、増やしていくっていうことが、当然のことながら65歳以上の人口が増えていくわけですから、15歳から65歳までの人口を増やす、それに伴いまして、当然のことながら、ゼロから14歳までも増えていくということで、維持をしていく、あるいは増やす傾向にすることが全体の人口減少社会における2万9,000人を達成するものと考えているわけでございます。

そうしたことから、2060年に、その区分わけした分類の人口を何人と何人と何人にするということを今、私どもが目標として掲げる時期ではないというふうに思っておりますので、全体のシフトアップを今考えているんだっていうことをお伝え申し上げたいと思えます。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） いや、分かります。

ただ、将来65歳以上が増えることは確かで、そうなったときに、例えば、生産人口がこのパーセンテージを切ると、もうワーニングゾーンに入るよという、危険ラインというのはやっぱり察知しておくべきだろうと思うんで、今ご答弁必要ございませんが、そういうラインがどこなのかっていうのもやっぱり一つふまえておいていただけるようお願いしたいなと思えます。

もう一つ、もう先ほどの古屋議員の質問のビーンボール部分にもうだいぶとられたんで、非常に聞きづらいんですが、開発というのはやっぱり必要と思うんですが、今の北地区団地の次の手、その次の手というもやっぱり必要と思うんで、その構想がお有りかどうかをもう一度聞きたいんですが。

○議長（阿部 寛治） はい。

町長。

○町長（三浦 正） 当然のことながら、マスタープランに掲げております内容については逐次ずっと、継続的に取り組んでいかなければならないと考えております。

現在スタートとして篠栗北産業団地近辺の地区計画等々はったわけですが、これについては次には、201号線、いわゆるバイパスの両側のサイドの開発、それか

ら、私どもが篠栗町のマスタープランで、掲げておりました、いわゆる産業地域にしたい、あるいは人口がふえる住宅地にしたいという、地域が幾つかございます。

そういうところを少しずつ具体的に、検討、協議していきながら、実現に向けて努力してまいりたいと思っております。

○議員（荒牧 泰範） 終わります。

○議長（阿部 寛治） はい、じゃあ2問めにどうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 2問目に、道路の円滑な運営への改善を望むということで、町内各所で交通体系の要望があると思われませんが、ここでは2点についてお尋ねいたします。

まず、県道607号線下町信号から尾仲の町民体育館前信号の間ですが、時間にもよりますが、どちらから走行しても、青信号で発車しても、次の信号が赤に変わり、それが連続し、この1キロほどの距離にもかかわらず、道中にある商業施設への入出庫の影響もあり、10分以上かかることが多々ありますが、改善はできないものでしょうか。

次に、篠栗駅西側踏切地点ですが、商工会館前から進み、この踏み切りで停車いたしますと、視界が悪く、かつ、線路向こうに停車余地がないため、発車の後、中町津波黒線の状況により緊急停車いたしますと、線路上での停車となることが多々あるようです。

この2点について早急に関係各所と協議し、改善をしていただきたいと思いがいかげんか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 2問目の、道路の円滑な運用の改善を望むという、質問の具体的な項目が2項目ございました。

まず、県道607号線の渋滞に関してでございますが、1番の根本的な対策は県において考えていただいておりますのは、筑紫野古賀線の立体交差の完了でございます。それが完了すれば、門松の交差点の信号時間の割合が大幅に変わります。つまり東西に流れる、路線の秒数がかなり増えていきますので、そこで解消されることにはなろうかと思っておりますが、いかんせん、県の予算配分もなかなか、災害等もありました関係で、筑紫野古賀線への配分が減っているところもございまして、31年度か、32年度ぐらいになるかもわかりませんが、それが最終的な、道路の流れがスムーズになることになろうかというふうに思っているところでございます。

下町信号から町内町民体育館前の信号の間の信号機、今おっしゃるとおり連動や



時間設定が非常に悪くて、何か私どもも、家から出たものの、それを通り抜けるのにやっぱり10分ぐらいかかるというようなところでございますが、これについては交通管理者であります粕屋警察署に調整協議を、早急に行ってまいりたいと思いますし、すでに、私ども、このご質問いただいた段階で、都市整備課のほうで、まず第1回目の協議をしに行っているというか、こういうご要望が出ておりますというお話はしに行ったところでございます。

同様に、篠栗町駅西側の踏切についてでございますが、南側の道路の状況を含めての改良はかなり大掛りになるという風に考えるわけでございますが、JRの踏切部を拡幅する余地についても、軌道のポイントや、河川施設等があり、困難な状況でございます。

篠栗病院側の道路を確保したのはよろしいんですけど、交通量が増えて、そういう危険も出てきたわけでございますが、今後についてはですね、踏切部で停車の際の見通しなど、少しでも改善が見込めるような部分については、JR、それから、粕屋署等とも協議してまいりたいと思っておりますので、ということで、よろしくお願ひします。

○議長（阿部 寛治） 何かございますか。

荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） ということで、どちらも早急に実現していただきます要望して終わります。

○議長（阿部 寛治） はい。

12時をちょっと超えましたけど、午前中の一般質問、これで終了して、午後は、13時より、1時より再開したいと思いますので、議員の皆さん、執行部はよろしくお願ひします。

休憩 午後0時04分

再開 午後1時00分

○議長（阿部 寛治） では再開いたします。

質問順位7番。

松田國守議員。

○議員（松田 國守） 議席番号、10番、松田國守でございます。

今日は当局もすでに把握しておるということでございましょうが、篠栗九大の森の現状をお尋ねいたします。

篠栗九大の森は、森林セラピー基地整備に併せて、蒲田池周囲、約2キロメートル

ルを遊歩道として整備し、環境学習、自然との触れ合いの場、健康づくりの場として、一般に開放することをコンセプトに、平成22年秋にオープンしました。

あれから7年、徐々に増えていた来訪者も、近ごろ急激な増加を見せております。

特に遊歩道の途中にある「落羽松」別名「沼杉」は人気のスポットで、それを目当てに遠方からの来訪者も急増しております。

ところが、最近、池の水位が下がり、水面下から生え上がるファンタジックな情景が目に見えず、がっかりさせているようであります。

なお、土曜、日曜、祭日には駐車場が満車になり、待機する車が多いときには数十台も車道に並び、通行の妨げになっています。

近年、日増しに交通量が増加している状況の中、貸し切りバスが停車すると、さらに渋滞し、人身事故などが心配されております。

このように人気スポットとして内外から広く周知されて喜ぶべきであります、我が町への目に見えた経済効果はゼロに等しく近隣住民にとっては迷惑となりつつあります。

というよりももう、迷惑となっております。

また、和田八幡宮から村の中を通過して、松浦台の町道に出る変則三叉路は、篠栗九大の森駐車場からカーブの道路でミラーがあっても、非常に危険な箇所となっております。

そこで質問ですが、

1、駐車場及び周辺道路の抜本的な交通対策を。

2、雨が降るとコースが数日間、足元が悪く滑りやすい状態が続くので、改善が必要では。

3、経済効果を生む策は。

4、駐車場と団地間に横断歩道を以上4項目についてご答弁願います。

○議長（阿部 寛治） 町長からどうぞ。

○町長（三浦 正） それでは、松田議員の篠栗九大の森の現状を問うというご質問にお答えいたします。

篠栗九大の森は、九州大学が、国の法律改正に伴い、独立行政法人となった際、当時の梶山総長が、地域と密着した大学であらねばならないとの構想を発信され、その一環として、この地域の公園化が平成22年に実現したものでございます。

ご質問にもありましたように、周囲2キロの蒲田池を回る周回コースは、地域の皆様初め、町民に大変好評で、最近では春らんまんハイキングの新たなコースとし

ても人気を呼んでおります。

しかしながらご指摘のように、最近のブームにより、本来の篠栗九大の森公園をゆっくり周回して景観を楽しむという目的から外れ、「落羽松」見物に特化した状況が見られ、周辺の皆様に大変御迷惑をおかけしている状況となっております。

ただいまご質問がございました項目につきましては、それぞれ産業観光課長、都市整備課長から答弁した上で、また再質問等がございました私のほうでお受けしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい。産業観光課長。

○産業観光課長（栗原 俊孝） それでは、私からは、現状及びご質問の1番から3番まで、御説明いたします。

まずは、篠栗九大の森の現状について御説明いたします。

議員のおっしゃるとおり、篠栗九大の森に植生する「落羽松」が幻想的で、インスタ映えするというところで、今年の3月ごろから、県内外はもちろん外国からもたくさんの方が訪れております。

歩道の出入り口に設置してある自動カウンターの計測によりますと、平成24年度から平成28年度の5年間では、13万1,635人に上り、年平均で2万6,300人ほどとなっておりますが、平成29年度になりましたら、11月末現在で、10万2,650人と、例年をはるかに超える4倍弱の来場者数となっております。

しかしながら、問題も発生しており、個人の方はもとより観光会社が企画した観光バスが多数来場し、周辺道路で停車し、乗降されることで、道路を塞ぐ状況が発生しております。

和田地域の住民の方や、通行される方などからは苦情の電話をはじめ、問い合わせの電話は、町はもちろん、九大演習林事務所、九州大学本校、和田の福岡東鉄工団地協同組合事務所にまで入っております。

これらの問題に関しましては、篠栗町九州大学演習林、地元住民代表及び関係団体で構成されます、篠栗九大の森運営協議会や九州大学福岡演習林協議会でも議題となり、また、九大演習林事務局と篠栗町産業観光課での臨時会議をもつなどして対策を協議しているところでございます。

①の駐車場及び周辺道路の抜本的な交通対策をとのご質問にお答えします。

現在、駐車場に関しましては、北口に36台収容できる駐車場、南口には、26台収容の駐車場を整備しております。

ですが、マイクロバスを含め、バスを駐車及び停車するスペースはございません。

また、停車可能な場所はないか、現地近隣の駐車場や空き地等を調査しましたが、該当する箇所がないのが現状でございます。

北口入り口付近はカーブで見通しが悪く、また、交差点5メートル以内でもありますので、特に危険区域と判断し、警察へも相談をするとともに、指示を受けております。

その結果、北口入り口付近は、バスの停車を抑止するため、篠栗町と九大演習林の連名で看板を設置し、注意を喚起しているところでございます。

②の雨が降ると、コースは数日間足元が悪く滑りやすい状況が続くので、改善が必要ではというご質問についてお答えいたします。

篠栗九大の森は、当初から、篠栗町と九州大学との共同管理のもとに、大学の敷地を町民の緑地として自然に触れることができる健康づくりの森として散歩できる場所として開放しております。

遊歩道と言っても、山道であり、切り株や、木の根などの残っているところが、自然に触れ合える良い所でもあります。

余りにもひどい状態であれば、砂利などを強いて補修はかけておりますが、舗装などを施工する予定はございません。

③の経済効果を生む策はというご質問ですが、先ほどお話ししましたように、たくさんの方がお見えになっておりますので、現在、篠栗町観光協会から移動式店舗等の出店の可能性についてご提案したい旨をいただいております。

このことにつきましては、九大演習林側もご理解はいただいておりますが、現在のこのブームは、いつまで続くのかが問題ですので、今後慎重に検討していく必要があると考えております。

1番から3番までにつきましては以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい。都市整備課長。

○都市整備課長（久芳 良行） それでは、議員の4番目の駐車場、団地間に横断歩道について、お答えいたします。

この路線の篠栗九大の森南口駐車場と、道路をはさむ松浦台団地との間の横断歩道については、地元の和田区からも要望がっております。

横断歩道については、交通管理者であります警察署が設置することとなるため、粕屋警察署に要望進達を行い早期設置に向けて要請を行っております。

現在、設置位置や、設置条件などの現地を含めた調査中とのことでございます。

また、議員のご指摘の和田八幡宮から村中を通過して、松浦台の町道にでる変則三

又路の交差点については、付近で、事故が発生した経緯もあることから、粕屋警察署とも、協議の上、路面標示による注意喚起など、現時点でできる範囲の対策を行っておりますが、交差点部を抜本的に対策を行って、改良するには当たっては、さらに、関係機関との調整協議の上進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 4項目の答弁が終わりました。

松田議員、再質問ございましたら、はいどうぞ。

○議員（松田 國守） 御答弁ありがとうございます。

セラピーコースの改善についてでございますが、舗装の施工をするとか、しないかを問うておるのではなく、雨が降るとひどい状態になる箇所の改善、例えば、そうした箇所の水はけのよい工夫をして滑りにくく、汚れにくくすとかで、自然を壊すほどの改善を求めているわけではありません。舗装をする予定はないとかでございますが、舗装をしてくれと言うたことはありません。

経済的効果についてですが、移動式店舗などの案は、現状では可能性ある発想だと思います。

現在、たくさんお見えになっている来訪者が、このすばらしい遊歩道に接し、また、篠栗町森林セラピー基地の存在を知り、いつかはこの町に住みたい、住んでみたい。やがては住んでよかった。あるいは、こんな町で子育てがしたいなどですね、町が目指す人口の流入による経済的効果の一翼を担う要所ともなりうると思うのであります。

そうしたことを踏まえた上で、付近の交通対策を軸に整備の必要性を問うているのであります。

「現在のこのブームは、いつまで続くかが問題なので、今後慎重に検討していく必要がある」との答弁ですが、それはそれとして、理解できます。

しかし、現状に対応しながらですね、観光審議会、あるいは都市計画審議会等と早急に議論を進めていただきたいと思うわけであります。

これについて、答弁ございましたらよろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい。町長。

○町長（三浦 正） 再質問は、私がお受けしますといったものですから、私が答弁いたしますが、篠栗九大の森が、本当に当初からの私どもが狙うものとして、本当に、皆さんの理解のもと、公園に来ていただける方々が漸増していくという状況であれば、今、松田議員がおっしゃるように、もう、私どものセラピー基地の発信元

ともなりうりますし、それから、住んでみたい、住んでよかったということに直線的に発展していくことであろうかと思いますが、いかんせん、現在の状況が物見、ただ単に「落羽松」を見に行きたいってところの人物が非常に多いというのも現実でございます。

観光バスもそこに限定した形での募集をかけておるような状況で、時間の関係で、そこだけ見たら「はい次の目的地に」というようなところでございます。

その辺のところも私ども、もっとこの町に入り込んで、よさを味わっていただきたい、というようなご要望もしていきたいというところでございます。

そうしたことで、落ちついた流れの中で、この九大の森を含め、いろいろな箇所が私どもの目玉の地域として広く納得いただけるような状況を想定した中での長期的な、ただいまお話があったような改良等々につきましては、しっかりとそちらのほうも対応していかなければならないと考えているところでございます。

○議長（阿部 寛治） ございますか。

はい、松田議員。

○議員（松田 國守） ありがとうございます。

そういうわけで、これがブームというふうにとらえたときにですね、そのブームがいつまで続くかわかりませんが、今、現状としては非常に困っておるということでございますので、これを手っ取り早くですね、対策ということになるとですね、その水のない「落羽松」の現状を維持してですね、しばらく水が入ってこないようにするとかいう方法をとってですね。そのことをHPやツイッターで、発信してですね、しばらくの間、ちょっと来訪を控えていただくということを考えられるんじゃないかと思うわけでございます。

その間にいろんなことを、対策を練るということもあろうかと思っておりますので、これは一つの提案でございましてですね、これをもちまして、質問終わります。

○議長（阿部 寛治） 質問順位 8 番、田辺弘之委員。

○議員（田辺 弘之） 議席番号 2 番、公明党の田辺弘之でございます。

今回は子育て世代包括支援センターの設置について質問いたします。

子育て世代包括支援センターは就学までの乳幼児に関するあらゆる相談や申請窓口を一本化する場所という意味もありますが、篠栗町では、これは既に健康課が行っております。

政府はさらに進んだ段階として、具体的にその主な業務を示しております。

1、妊産婦や乳幼児の状況の継続的な把握

- 2、保健師らによる相談、情報提供・助言
- 3、支援を整理した「支援プラン」の作成
- 4、関係機関との連絡調整

の4つです。

これらを通じて、全ての子育て家庭に対し、妊娠から子育て期にわたるきめ細やかな支援を切れ目なく行う所と定義しております。

地域社会から孤立し、妊娠や育児に不安を抱えている子育て家庭がふえる中、児童相談所や市区町村での児童虐待の相談対応件数も増加の一途をたどっている一方、妊産婦や乳幼児らの支援にかかわる機関や制度は多くはあるものの、バラバラの対応に陥りがちで必要な支援がきちんと提供されていないという指摘もございます。

そこで注目されているのが日本版ネウボラです。

子育て世代包括支援センターという名称は長いので、政府は日本版ネウボラともいっております。

ネウボラとは、聞きなれない言葉ですが、フィンランド語でネイボ（neuvo）が助言やアドバイス、ラ（la）が、場所を表し、相談する場所のことです。

フィンランドにおいて、妊娠期から出産、子どもの就学前までの間、母子とその家庭を支援する目的で、地方自治体が設置運営する拠点、また、出産、子育て支援制度のことでもあります。

公明党は、2014年に発表した結党50年ビジョンで日本版ネウボラの整備を他党に先駆けて提言したほか、国会質問や要望の中で強く訴えてきました。

公明党の推進で妊娠期から子育て期にわたるきめ細やかな支援を切れ目なく行う子育て世代包括支援センターの整備が全国でも着々と進んでおります。

政府は、2020年度末までの全国展開を目指しており、ことし4月の改正母子健康法の施行により、日本版ネウボラの設置を市区町村の努力義務としました。

さらに8月には、具体的な業務内容や運営上の留意点などをまとめた業務ガイドラインを公表するなど、自治体の取り組みを後押ししております。

このガイドラインでは、

- 1、基本型、

これは、利用者支援と地域連携をともにする形態、主として、行政窓口以外で親子が継続的に利用できる施設を活用する。

- 2、特定型、

主に、利用者支援を実施する形態、主として行政機関の窓口等を活用。

### 3、母子保健型、

保健師等の専門職が、全ての妊産婦等を対象に、利用者支援と地域連携をともに実施する形態、これは主として、保健所、保健センター等を活用。

の3つの実施形態が示されており、基本型と、母子保健型を独立させたり、また一体化させるなど、その運営方法は、自治体に任されています。

子育て世代包括支援センターの設置数は、ことし、4月現在で517市町村、市区町村1,097カ所に上っております。

福岡県では、北九州市が7カ所、大刀洗町が6カ所、そして、直方市、春日市、芦屋町、福智町、苅田町、そして、糟屋郡内では、粕屋町がそれぞれ1カ所ずつの8市区町村19カ所で既に開設されております。

この、篠栗町においても、早急に子育て世代包括支援センターの設置を望み、次の質問をいたします。

1、新生児の数、2、全戸訪問に対する取り組み、3、関わる職員の体制、4健診の回数、5、就学以降の療育判定の引き継ぎシステム、6基本型や、母子保健型をどのような形態で実施するのか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁。

はい、健康課長。

○健康課長（浦上 利浩） それでは、田辺議員の子育て世代包括支援センターの設置に関する御質問にお答えいたします。

子育て世代包括支援センターは、議員のご案内のとおり、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して、切れ目のない総合的な支援を行う拠点であり、まち・ひと・しごと創生総合戦略やニッポン1億総活躍プラン等において、おおむね平成32年度末までに、地域の実情を踏まえながら全国展開を目指す、とされているところであります。

篠栗町におきましても、子育て世代包括支援センターの設置は町の最重要課題の一つであるという認識のもと篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略における、主要施策の一つと位置づけており、平成32年度までに全国展開をという国の目標を前倒して、来年度中の開設を目指し、現在準備を行っているところであります。

それでは、具体的な6つのご質問にお答えいたします。

1つ目の質問は、新生児の数ということでございますが、平成28年度の出生数



は、333人でありました。ここ数年は300人から350人の間で推移をしております。

2つ目のご質問は、全戸訪問に対する取り組みということですが、ご承知のとおり、本町におきましても、乳児家庭全戸訪問を実施しております。およそ生後3週間から生後2カ月までの間に保健師7名により実施しているところでございます。

3つ目のご質問は、関わる職員の体制について、でございますが、現在健康課に所属する保健師は8名、管理栄養士が2名おります。これらの専門職が母子事業、成人事業と主たる担当業務を持ちながら、乳幼児健診等については、全員で取り組んでいるところであります。

4つ目の質問は、検診の回数でございますが、本町では、毎月1回、オアシス篠栗におきまして4カ月、10カ月、1歳6カ月、3歳児健診と2歳児歯科健診、2歳4カ月児、フッ素塗布を実施しております。

したがいまして、歯科検診、フッ素塗布を含めて、6回の乳幼児健診を実施しております。

その他7カ月児、1歳児の相談事業では、保健師による個別面談も行っており、乳幼児期の継続的な状況の把握、相談体制の確立に努めているところであります。

5つ目のご質問は、就学以降の療育判定の引き継ぎシステムということでございます。現在健康課で実施している発達相談や療育事業につきましては、保護者や、幼児の在籍する幼稚園、保育所、小中学校との連携を図り、就学により支援が途切れることのないよう努めておるところでございます。

最後のご質問は、基本型や母子保健型をどのような形態で実施するのかというご質問であります。

議員ご承知のとおり、子育て世代包括支援センターは、母子保健に関する専門的な支援機能と子育て支援に関する機能の両方を有することが前提ですが、主に母子保健分野を担う、母子保健型と主に子育て支援分野を担う基本型をそれぞれ別に設置する方法や一つのセンターに両方の機能を持たせるもの、あるいは、母子保健型を設置した上で、基本型の機能を補完する方法と数種類の設置方法がございます。

本町におきましては、保健センターであるオアシス篠栗に置いて、母子保健型の子育て世代包括支援センターを、設置したいと考えております。

その上で、基本型の子育て支援機能につきましては、こども育成課や保育所、幼稚園等と連携しながら、センターの保健師等専門職がコーディネーターとして担うこととしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 答弁が終わりました。

再質問があったら、はい、どうぞ田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 今、母子保健型でいくと言われましたが、地域連携として従来から、社会福祉協議会がオアシスや公民館などで行っている子育てサロンとの連携はどうお考えでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、健康課長。

○健康課長（浦上 利浩） はい、社会福祉協議会の子育てサロンとの連携ということでございますが、子育て世代包括支援センターの役割の一つとして、安心して妊娠出産、子育てができる地域づくりということが、このガイドラインにもうたわれております。

そのためには、社会福祉協議会のように、地域で子育て支援事業を提供している関係機関や団体との、連絡調整、連携あるいは協働が重要なことだと思いますので、社会福祉協議会もちろん、子育て支援を行うさまざまな団体との、連携を図りたいと思うところでございます。以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁は終わりました。

再質問、はいどうぞ、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 今日うまく言えましたが、私「子育て世代」って、なかなか口が回らんですね、政府は日本ネウボラと書いてますが、この子育て世代包括支援センターは、かたいイメージで、かつ言いにくいので、なじみのある名前にはできないでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 健康課長。

○健康課長（浦上 利浩） はい、えっと。

おっしゃるとおり、確かに、子育て世代包括支援センターというのは長くていいにくいとは思いますが、親しみのある愛称があれば、より身近な相談場所ということで認知もされやすいと思います。

ただこのセンター、今回新たに設置するという、別の建物で設置するというのではなくて、オアシスの中の健康課の事務所が、そのセンターの機能を有するということですので、「オアシス篠栗」という愛称も施設の中にありますし、いろんなことを勘案してですね、ちょっと今後検討したいと思います。

○議長（阿部 寛治） いいですか。

はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） もう、設置に向けて、既に準備中ということですが、このセンターは単に、認知してもらえるだけでなく、今日1番盛り上がりました「人口増」のためにも、「安心して子育てできる町、篠栗」としてアピールするなどの、工夫するなどの予定はございますか。

○議長（阿部 寛治） はい、健康課長。

○健康課長（浦上 利浩） はい。

安心して子育てができる町ということをしてですね、アピールするという事は、町内だけでなく、町外へ情報発信していくという必要があるかと思えます。

今、多くの方が、利用しているSNSによる情報発信も、一つでしょうし、幸いなことに、今年7月にはパソコンやスマートフォンなどで健康診断の予約をすることができます「篠栗健康サイト ぐりなび」というのを運用開始しております。

今後はこのような媒体を利用して、町民向けの健康情報や子育て情報提供するだけでなく、町内外に篠栗をアピールできるような情報発信に努めてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） ありがとうございます。

答弁で、今の段階でも、この検診が6回と、新生児が倍以上いる粕屋町よりも進んでいると、だからこの篠栗町の子育て支援は、ほかの自治体よりも一歩先に行っていることが確認できました。

今後一層のきめ細やかな取り組みをお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

ありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 質問順位9番。

村瀬敬太郎議員、どうぞ。

○議員（村瀬 敬太郎） 議席番号5番、村瀬敬太郎でございます。

本日は、市街化区域の拡充についてのご所見を伺いたいと思っておりますが、午前中に、古屋議員がかなり詳しく、質問されまして、ほとんどの部分、答弁がなされておりますので、一部確認という形に、なろうかと思えますが、最終質問者でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、最近、議会広報広聴委員会では、我が町で、活躍しておられる団体の方を中心に、意見交換会を開催しております。

そこで、篠栗町は住みやすいですかと尋ねると、篠栗町は住みやすいし、ずっと住み続けたいという回答がほとんどで、大変うれしいことでもあります。

しかし、町内外から篠栗町に住みたいが、良好な住宅地が見つからない。また、篠栗町で事業したいと思い、土地を探しているが、市街化調整区域ばかりで、基本的に建物が建てられず、町外に求めざるを得ないなど「住みたいけど住めない」「事業で地元貢献したいが難しい」といった相談を受けることが増えております。

我が町の土地利用の現状を見ますと、確かに用途地域内は、一部の遊休地や農地はあるものの、概して飽和状態であり、新たに建築可能な土地を探すには、よほどの努力が必要と思われまます。

そうした意味では、我が町の土地利用は、一部で限界を迎えており、用途地域の拡充など、早急な対策が必要と思われまますが、ご所見を伺いたしたいと思います。

町の人口は穏やかに減少しておりますが、持ち家への需要は高く、「篠栗に住みたかったが、仕方なく近隣町に住宅を購入した。」そういう事例を多く聞きます。

近隣町の状況を見れば、我が町も用途地域内にその余地さえあれば、人口増や、企業の誘致も望める状況と思われまます。

急激な人口増加は、長期的に、よいことばかりではありませんが、高齢化社会の進行と、人口減少社会への対応という視点に立ち、生産年齢世代の流入や、世代交代を考えると、多少の余裕は必要ではないかと思ひます。

都市計画マスタープランには、定住人口の維持増加に向け、計画的活用ゾーンが位置づけられておりますが、計画の目標年次が15年後の平成40年、平成31年までしかないので2032年と言ったほうがいいですかね、2032年、中間年次でも、今から5年後の2022年であり、既に、人口減少が始まっているとされる今、この5年ないし15年を待って、人口目標が達せられるのか疑問であります。

どのように整備・活用を図るのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（阿部 寛治） 答弁を、町長。

○町長（三浦 正） それでは、村瀬敬太郎議員の市街化区域の拡充について、ご答弁をいたします。

ご質問にありましたように、平成27年3月に、策定いたしました篠栗町都市計画マスタープランでは、約20年後の2032年を見据えた都市づくりの方針を示しております。

市街化調整区域は、本来、市街化を抑え、大型開発等を抑制する地域でございます。

近年は、全国的な超高齢化社会の到来、加えて人口減少等もあり、本町といたしましても若者の定住の促進や企業誘致等の施策を模索していかなければならないとところでございます。

篠栗町では、福岡県が実施した都市計画区域区分の定期線引き見直しに合わせて、県の方針や町のマスタープランの方針に沿い、実現性の高い計画について福岡県と十分な協議を行いまして、今年10月27日、篠栗町が属する福岡広域都市計画の区域区分の変更、用途地域の変更及び地区計画の決定が告示されました。

篠栗北地区産業団地を含む津波黒地区や住宅地を予定している乙犬地区の一部を市街化区域に編入し、ペントナヒルズ北側の津波黒高田地区の用途地域の変更を行いました。

今回の変更によりまして整備が進めば人口増が期待できますが、それだけで人口減少を抑制できるわけではないと考えております。

区域区分の変更は、県の決定事項でございまして、次回の定期線引き見直しは4、5年後をめどに行う予定と伺っております。

ただし、用途地域の変更や地区計画の決定は市町村の決定事項でございまして、午前中に古屋議員への回答でも申し上げましたとおり、産業団地につながる沿道地域の見直しや、計画的活用ゾーンにおいて定住維持増加に向けた計画的な土地の利用を図るため、民間を活用した利用計画の適正な誘導調整を図りながら進めていきたいと思っております。

しかし用途の変更や計画の決定には、県との協議、同意が必要なことから、即時に都市計画を決定変更できるものではありません。

当然ですが、地権者の理解と協力も必要であり、また周辺住民も含めた利用者も同様でございまして。

町といたしましては、土地所有者が同意されることを第一に、周辺の環境に悪影響を及ぼさないことを条件として、地区住民の合意に基づき、それぞれの地区の特性に応じた土地利用の実現を目指すことを目標に掲げて、今後とも整備・活用を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 答弁が終わりました。

再質問がございましたら、はい。村瀬敬太郎議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 最近の用途地域の設定状況といえますか、決定状況なんです。住居系では大規模宅地開発ですね、が前提でございまして、必ずしも居住希

望者や、住民の意思を反映できるものとはなっていないと思っております。

また、産業用地としては、篠栗北地区産業団地の計画により、大規模な工場、その用地は確保できる見通しでありますけれども、中小規模の用地は、計画はないわけでございます、現状では、小規模な倉庫すら立てられない状況というのは変わらないということでもあります。

住民にですね、都市計画を踏まえた上で、もう少し自由に利活用できる余地というものをですね、残しておくべきと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい。町長。

○町長（三浦 正） 村瀬議員のご存じかと思っておりますけれども、篠栗北産業団地の開発の後、そこからの西側の地域、津波黒地区の一部の土地所有者から、業者との協議のもとに、こういうものを建てたいという、かなり大規模のいわゆる倉庫の建設について、地権者の総意だということで町に要望書が提出されたことがございました。

これにつきましては「北中学校、北勢門小学校、それから幼稚園等もある地域でございますから、それはちょっと、まだ皆さん全体の景観、あるいは全体の用途地域のことを考えながら、もう少し思いとどまって、全体をまた見ていきましょうよ」ということで、一旦私どものほうで、やんわりと控えてもらっているところでございます。

全体といいますのは、下川原まで含めた、和田地区のところまで沿道をまず私どもが、住民の皆様方の声を聞いて、こういうものではどうでしょう、こんなふうな形の景観も維持しながら、産業振興にもなり、地権者の皆様方の継続的な収入にもなるような、土地開発をしていきませんか、という私どもの行政としてのビジョンをつくってあげなければいけないなというふうに思っているところでございます。

そうした上で、そのビジョンに基づいた方向性でもって業者の開発をしていただくというような、あとは民間の開発に委ねるというような、そういう方向性が1番なだらかで穏やかで、住民の皆様方の総意も得られるんじゃないかというふうに思っております。

非常に微妙な難しいところでございますが、地権者の皆様方とまず、次年度はしっかり協議をし、あるいはまちづくりのコンサル等も入れながら、例えば大学の先生方とも協議をして、ご意見も頂きながら、この地域の開発についてはできるだけ早急に実現できるように、ビジョンをつくり上げていきたいと考えているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、村瀬敬太郎議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 今開発ビジョンというお話があったわけですが、福岡県がですね、無秩序な開発を防止するため開発が確定していなければ、地区地域の変更には同意しないというようなことがあるわけですが、都市計画という考え方からしますとですね、無秩序な開発を防止するために、用途地域を設定するわけですから、計画的にその設定した用途地域にですね、開発行為が立ち上がるのが本来の形ではないかと思うわけですが。

一つの開発計画があるから、都市計画を決定するという形というのは一つの方法ではありますが、本来の都市計画の、都市計画というものの本旨からは、少しずれているんじゃないかなと考えるわけです。

なかなか一朝一夕には、計画を先に行政が立てて、そこに開発が来るとするのは難しいということはわかっておるわけですが、先ほど言いましたように、永住希望者ですね、需要者の側、永住希望者やら、企業希望者、その動向を踏まえてですね、そのあたりをその、県にも、要望交渉をしていただきたいと思いますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい。町長。

○町長（三浦 正） 今の御意見も、もっともなところではございますけれども、福岡県の場合、全国的にそれぞれの県によって多少微妙に対応が違うわけですが、福岡県の場合はですね、私どもも、都市計画区域内の色替え等の申請に当たってはですね、かなり具体的なものがないと受け付けられないというふうな、まあビジョンだけで話していても「それは具体的に」という時にまた来てくださいよ」というような状況が現実なものでございます。

そうしたことから、私どもが、ある程度、現実性のあるものを形づくってあげた上でご相談に行かないと、なかなか実現に遠回りになってしまうというところがございまして。

ですから、私どもが、いろいろ絵を描いて、片方では民間にそれに対する手を挙げていただくことをお願いを、募集をかけながら、改めて私どもも県に対して町として、都市計画の色替えについて申請に行くというような、そういう二本立てといいたいまいしょうか。二重の構えでやっていかないと実現はおぼつかないというのが現実でございますので、その辺のところはおふくみおきいただきたいなというふうなところでございます。

あわせて、住宅地については、市街化区域っていう中の、今朝ほども申し上げま

したが、市街化区域の中のいわゆる農地、あるいは市街化区域の中の駐車場等々のいわゆる空き地の部分というものがまだまだたくさんあるんじゃないですかと、漠然とした市街化区域の規模の拡大というのもお願いに行くと、もう、必ずと言っていいほどそういうふうな回答になってくるわけでございますので、そこは私どももしっかりと今後の篠栗町に対するさらなる民間の要望をしっかりと受け入れてくれるような開発、民間が開発したいという希望を、どんどんどんどん広がっていくような地域になっていくような、そういういろんな側面的な開発といいたいでしょうか、雇用の増大であるとか、地域の産業団地を含めた、企業の誘致であるとか、駅前開発における利便性の確保であるとかそういうふうな事をしていくことによって、民間の住宅建設意欲をさらに深めていく、高めていくということが遠回りのようで現実的なのではないかというふうに思っているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁おわりました。

はい、村瀬敬太郎議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 今も一生懸命やっただいていただいているんだと思います。

今後です、続けて、県との協議をですね、お願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部 寛治） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、散会いたします。

散会 午後 1 時 4 8 分



平成29年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月18日(採決)

平成29年 第4回 定例会 会議録

日時 平成29年12月18日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	黒 瀬 英 三
まちづくり課長	三 明 祐 治	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	浦 上 利 浩	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	栗 原 俊 孝	都 市 整 備 課 長	久 芳 良 行
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	岡 部 禎

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、12月11日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、一部文言及び字句等の訂正を行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載しております議事日程のとおりでございます。

これより、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第59号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」、平成29年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案は、予算委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第59号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」

平成29年度篠栗町一般会計補正予算第3号について。

本議案は、第48回衆議院議員選挙実施に伴う平成29年度篠栗町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたので、同項第3条の規定により、これを報告し議会の承認を求められたものであります。

内容は、平成29年度篠栗町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ1,083万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ97億9,879万1,000円とするものであります。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第59号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第61号「篠栗町住居表示に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第61号「篠栗町住居表示に関する条例の制定について」

本議案は、住居表示に関する法律第4条及び第8条第2項の規定に基づき、住居表示実施に関する必要な事項を定めたもので、住居表示告示以後の街区符号、住居番号の設定、変更、廃止する場合に必要な事項や、住居番号の表示方法を条例で定める必要があるため、本条例を制定するものです。

なお、この条例は公布の日から施行されます。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第62号「篠栗町住居表示審議会設置条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第 6 2 号「篠栗町住居表示審議会設置条例の制定について」

本議案は、住居表示の実施にあたり、住居表示審議会を設置するための条例を定める必要があるため、地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき条例を制定するものです。

なお、この条例は公布の日から施行されます。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 6 2 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 6 3 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第 6 3 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の育児休業期間における所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、非常勤職員の育児休業期間について、その養育する子が 1 歳 6 か月に達する日までとある現行規定を、1 歳 6 か月到達日以降の期間についても継続的な勤務のために、特に必要と認められる場合にあつては、2 歳に達する日まで取

得できるようにするものであります。

なお、この条例は、平成29年10月1日に遡って適用されます。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第64号「篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第64号「篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、第7次地方分権一括法による公営住宅法改正に係る関係政省令が改正されることに伴い、関係規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

なお、この条例は公布の日から施行されます。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第65号「篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第65号「篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、地域の水質の保全を図るため、下水道法及び下水道法施行令の規定に基づき、公共下水道に排除する汚水の基準について、本条例の一部を改正するため、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、特定事業場からの下水の排除の制限及び除害施設の設置に関し、条例で定める基準の対象物質である、窒素、リンの含有量を定めるものです。

また、排除の停止又は制限をする場合の基準を定めるものです。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第66号「平成29年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第66号「平成29年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億2,725万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ99億2,604万3,000円とするものがあります。

歳入では、地方交付税5,534万7,000円増、国庫支出金2,164万9,000円減、県支出金4,280万4,000円増、繰入金3,718万2,000円増、諸収入4,223万8,000円増、町債2,867万円減。

歳出では、総務費114万5,000円増、民生費1億4,730万5,000円増、衛生費4,239万5,000円増、農林水産業費1,309万3,000円増、土木費28万4,000円増、消防費363万2,000円減、教育費641万4,000円増、公債費517万5,000円減、諸支出金7,457万7,000円減となっております。

次に、継続費では、篠栗駅東側自由通路整備事業費において、平成30年度は2億2,000万円に、平成31年度は4,980万1,000円にそれぞれ変更し、総額10億6,699万8,000円とするものであります。

次に、債務負担行為において、平成30年度限度額、庁舎環境衛生管理業務委託など、計2,909万5,000円を追加し、また、森林保全再生整備計画を333万円に変更するものであります。

次に、地方債では、起債の限度額について、新たに自然災害防止事業債980万円を追加し、また、臨時財政対策債など4事業債について、限度額を3,847万円減額変更するものであります。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。  
以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論はないようですので終結し、ただいまより採決を行います。



本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第67号「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第67号「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」

本議案は、平成30年度の国民健康保険レセプト点検業務委託を円滑に行うため、債務負担行為において、限度額を334万8,000円とするものであります。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第68号「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第68号「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）について」

本議案は、当該予算において、事業用地内における財務省所管の里道の土地標題登記、境界確定測量並びに国交省法面改修設計積算費用を補正するものであります。

歳入におきましては、事業用地の不動産鑑定を実施した結果を反映するもので、歳入歳出それぞれの総額に1,003万9,000円を追加し、予算総額を6億9,768万7,000円とするものであります。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 申し訳ない。

債務負担行為の変更等はなかったのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） しばらくお待ちください。

○議長（阿部 寛治） ちょっと確認しますので。

分かりましたか。

はい、どうぞ。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 調べまして、後刻報告いたします。

○議長（阿部 寛治） それでいいですか。

そのほか、質疑はありませんか。

では、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第69号「平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第69号「平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」

本議案は、既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から、営業費用の補正に伴い、収益的支出277万8,000円を減額し、収益的支出の予定額を8億2,278万2,000円とするもので、収益的支出額に対し2,358万7,000円の黒字予算とするものであります。

次に、既決の予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額に、建設改良費の補正に伴い、資本的支出300万円を追加し、資本的支出の予定額5億9,506万5,000円とするものであります。

なお、資本的支出額に対し不足する1億3,186万4,000円は、損益勘定留保資金などで補填されるものであります。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。  
以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第70号「平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第70号「平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」

本議案は、既決の予算第3条に定めた収益的支出の予定額に人件費の補正に伴う14万8,000円を追加し、収益的支出の予定額を5億315万4,000円とす

るものであります。

なお、財源につきましては、繰越利益剰余金などで補填するものであります。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設、文教厚生、各常任委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで招集日にメール送信をしておりました各常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

ここで、町長、何か発言することがありましたら許可いたします。

はい、町長。

○町長（三浦 正） 平成29年第4回定例会の閉会にあたりご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

井上教育委員長の任期満了による教育委員の任命についての人事案件1件、住居表示に関する条例の制定はじめ条例の制定5件、衆議院選挙にかかる専決処分の承認はじめ平成29年度補正予算6件の上程いたしました12議案全てについて、可決・承認いただきましたことに感謝申し上げます。

13日の予算特別委員会の「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）」の審議中、「開発に関する説明が定例会ごとに変化しているように感じる。町民の負託を受けている議員として間違いのないように判断をしたいので、もう少し詳しい説明を聞く機会をもってほしい」趣旨のご意見をいただきました。

これについては、ごもっともなご意見であろうと思っております。現在も、国道事務所、福岡県と産業団地の最終形について詰めの協議を行っている段階であり、こうしたことから説明が微妙に変化する状況になっております。進出に向けての仮契約をしている企業とも平成30年3月までには契約を結びたいと考えております。平成30年度できるだけ早い時期に臨時議会を開催する予定がございますので、その際には造成完了予定図をもとに説明・報告をいたしたいと考えております。

また、年度内には進出予定企業を公表できるように準備いたします。

本定例会の開会における諸情勢報告の中で、全国町村議会会長の言葉を引用して、今後の町村経営は住民や地域内産業も巻き込んだ全輪駆動でなければならないと申し上げましたが、言うまでもなく、その牽引力を担うのは行政であり議会でございます。今後とも、篠栗町発展のための町を牽引する車の両輪として、お支えいただければありがたいと願っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

さて、議員の皆様のご理解を得て、定例会期間中ではありましたが、森林セラピー基地全国ネットワーク会議会長として、中国四川省西昌市における中国での森林セラピーに関する大会において、日本の森林セラピーのあり方を説明する大役を果たすことができました。誠にありがとうございました。

国策として森林セラピーに取り組む中国の姿を目の当たりにしましたが、単なる観光地開発に進む懸念があることを森林セラピー先進国として指摘もしてまいりました。森林セラピーは何より森の中で案内してくれるガイドの存在が重要であり、その人たちに導かれて、森の中で五感を開くことができ、ストレスの鎮静化につながるこのことのできる取り組みでございます。

篠栗町でもこうしたコンセプトに更に磨きをかけて、個性ある「森林セラピー基地篠栗」を作ってまいりたいと考えております。現在も次の案内人を育てるための研修を実施しており、人材が高齢化しないように継続的に力を入れてまいりたいと考えております。

最後に、今後とも町職員一丸となって諸案件の解決と「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の完遂を目指して努力してまいりますので、議会議員の皆様におかれましては、引き続きご指導、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

今年も残すところ2週間余りでございます。どうぞ来年も皆様にとって良い年となりますようご祈念申し上げまして、篠栗町議会平成29年第4回定例会の閉会の挨拶といたします。長期間のご審議、誠にありがとうございました。

そして、今年一年どうもありがとうございました。

終わります。

○議長（阿部 寛治） 閉会する前に、委員長わかりましたか。はい、どうぞ。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 先ほどの荒牧議員の質問にお答えをいたします。

篠栗北地区産業団地開発事業として、債務負担行為補正、そして、限度額を32億4万円と限度額を変更しております。

○議長（阿部 寛治） 開いてます。追加もと言われてはいますけど。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 追加ですね。失礼しました。

篠栗北地区産業団地開発事業、現場管理業務として7,034万1,000円を追加し、篠栗北地区産業団地開発の変更としてですね、補正限度額が27億4,787万9,000円を32億4万円としております。

以上でございます。よろしいですか。

○議員（荒牧 泰範） 了解。

○議長（阿部 寛治） はい。

では、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成29年第4回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

散会 午前10時40分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

---

篠栗町議会議員

荒牧 泰範

---

篠栗町議会議員

古屋 宏治

---